

第一編

北海道抄史



## 第一章 蝦夷地時代

### 第一節 古代の北海道

古代の北海道は、当時の本州住民には皆目見当もつかないものであったろうが、その一端をうかがえるものに古記による伝説がある。

北海道は神代の伝説にも現れ、大八洲と称した八つの島国を挙げているが、その中に越洲（こしのしま）という名称がある。

「越し」とは山海を越えてその地に至るという意味で、当時本州において日本海に面する東北方一帯を指す総称であったと思われる。また「洲」は島の意味で、今日「越」の語と「洲」の名から推して、遠く山海を隔てて北方にある島、すなわち越洲は北海道本島を指す名称と考えられる説である。また古事記の大八洲の中には越洲という名はないが、日本書紀における国生みについて一一の異説が挙げられているが、その中に越洲を加えてある説もあり、ない説もあって一定していない。

越洲の次に北海道が渡島（わたりしま）の名をもって歴史の上に跡づけられたのは、斉明天皇の四年（六五八）で一、三〇〇年ほど前にさかのぼる。当時、阿倍ノ臣比羅夫が勅を奉じて北征し、第一

回の場合は蝦夷に与えたなごやかな饗宴、第二回の後方羊蹄の政所設置（場所不明）、第三回の大河の畔に蝦夷を案内者として肅慎（今の中共吉林省の東部方面に居住したツングース種族）の船に無言貿易を求めて成功せず、これを幣路弁島（場所不明）で討ち大勝を得た。これらは比羅夫が出羽の蝦夷とともに彼らの本土、すなわち渡島においての行動である。

また、持統天皇の時代（六四五〜七〇二）に越渡島の名が出てくるのをみても、渡島は渡り行く島の意であって、この当時の北海道は既



阿倍比羅夫公肖像

に発見、若しくは交通していたものであるということを証明している。

渡島はその後、蝦夷地あるいは蝦夷島とよばれるようになったが、後方羊蹄に政所設置のころからともいわれる。

### 第二節 和人の移住

和人の蝦夷地に移住したことの顕著なものは、鎌倉幕府成立のころの文治五年（一一八九）奥州の豪族藤原泰衡が源頼朝のために討たれた際、その残党が逃れ渡島した者が相当あった。泰衡もその目的をもって蝦夷地に向かったが途中で殺害されてしまった。

この当時の残党は蝦夷とよばれていた者で、諏訪大明神絵詞に『渡党は和国の人に相類せり、但鬚多くして遍身に毛生せり』と記

してあるので、残党の渡島は事実のようである。

その後、鎌倉幕府は蝦夷島利用策を挙げ、『罪人流刑の地に用いたこと』がある。盗賊の輩を捕えて島流しを行ったことが吾妻鏡にも明記されている。建保四年(一二二〇)強盗、海賊の類五十余人をこの島に追放、また嘉禎元年(一二三五)夜討強盗の従犯者をこの島に流すべしと定めた。

その他、移住による者を考える時、本州より黒潮にのり北上漂流して定着した者、また商業、漁業などのため本通に出稼ぎしてついに土着した者などがあるだろうから、藤原泰衡の残党以前にも和人の移住が考えられる。

これらの渡来者は当時の状況からみて生活に難渋していた。すなわち生活に必要な衣・食の生産が困難で、住においてもまた寒波に悩み、自立の範囲内での生活は困難をきわめた。したがって内地にこれらを求めたので必然的に蝦夷地通商の発達を促したのである。

鎌倉時代の蝦夷地との交通は津軽、南部を主としたもののようにあったが、やがてこれよりさき、日本海を航行した船舶によって、上方すなわち京都方面との交渉が盛んに行われることとなった。琵琶湖を挟んで京都に近い敦賀港及び小浜は、彼我通商の仲介港として重要な位置を占めてきたのである。

交通の度を増すにしたがい、布教者の進出があり、社寺の創立とか文化発展のうえに大きな寄与となった。

鎌倉時代から室町時代にかけて、仏教各派の開山宣布がなされた活気満ち溢れたころの仏徒が、はるかなこの島に渡り、布教の陣を

張った。その率先者として記憶すべきものに、日蓮六老僧の一人日持上人がある、日持上人は永仁四年(一二九六)箱館(函館)に渡り、亀田郡銭亀沢村石崎に庵居してひろく法華の妙典を宣布した後、さらに北進して樺太に渡ったといわれる。本島最初の弘法者として特筆され得る存在であると思われる。

これと関連して、箱館から出土した極楽欣求の姿を彫った貞治六年(一二六七)在銘の古碑にも、当時浄土教の流布を如実に示すものがある。

さらに土民崇敬の対象としての諸神祭祀もまた、逸速く彼らの集団地に構営された。石崎脇沢山神が既に永享年間(四二九〜四四〇)に祭祀されていたことは同地で発掘された金口銘文が明示している。

これらの波及にしたがい交通の便が加えられ、しだいに和人の移住が頻繁となり、和人の数も増し文化の度が高まっていったが、一方蝦夷の安住の地ではなくなっていくた。

### 第三節 蝦夷地の管領

和人の渡来が増してくるにしたがい、交通も頻繁に行われて、鎌倉幕府はその重要性を考えて、蝦夷地を津軽の土豪安東氏に依託支配させることとした。

従来津軽とともに出羽国に属していた蝦夷地は、その国司の管轄であったが、鎌倉幕府の初期、津軽地方と陸奥国に編入されるに従

い、蝦夷地もまた出羽を離れて陸奥に属することとなった。

初めて管領に任命されたのは北条義時の代官安東五郎堯秀<sup>たかひで</sup>で、その裔孫太郎愛秀に至って津軽十三ノ湊を居館地として、継承四代に及び海上交通の要衝に当たったので、この湊はすこぶる繁華になった。

当時、安東氏の根拠地津軽の東に勢力を張っていた豪族南部氏は南北朝時代以来安東氏と争ってきたが、室町幕府時代の初めついにこれを撃破して、安東盛季は一族徒党を率いて蝦夷地に逃れた。

後、しばしば津軽に帰って領土の回復をはかったが事成らず宗家は断絶してしまった。

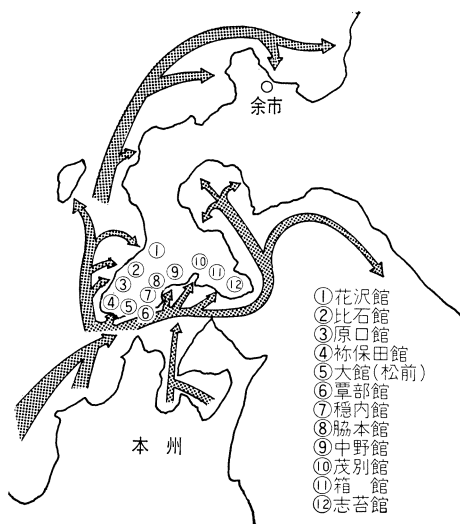
その後、南部にあった安東氏の支族政季は、武田信広、相原政胤、河野政通らの諸豪と謀り、大畑から蝦夷島に渡った。南部氏に敗れた田名部の蠣崎藏人が渡来したのも同時代のこととみられる。

このころ本島渡来の和人は道南地方で東は鶴川から西は余市辺までも分布していたといわれるが、その主要な集団地は、東は汐首岬から西は厚沢部川に至る海岸数十里(二〇〇キロメートル)の間であり、蝦夷もまたその間に部落を作り雑居の状態であったようである。

渡来の土豪らは各々館と称する小砦を構えていたが、茂別館の下国安東氏を中心として、箱館の河野、大館の相原、花沢館の蠣崎氏などが雄視していたのである。

しかし、安東政季は津軽恢復の望を抱いて康正二年(一四五〇)入って出羽秋田の湊安東氏の許に赴き、蝦夷地は弟の家政に託し諸豪

和人の渡道と12館の分布



族には弟を頼み、出陣したが自身は望みを達せずに陣没してしまつた。

この年、康正二年春にはまた蝦夷の反乱勃発の年でもあった。各々の館に拠守した諸豪族はもとより勇敢であったが、蝦夷の強暴もこれに譲るものではなく、数からみても和人は彼らに匹敵せず、襲殺された。また翌長祿元年にかけて東部の酋長コシャミンひきいる蝦夷が大挙発動して、茂別・花沢の二館を除くほか、箱館以下の諸砦がみな陥ち、七重浜での諸館主連合の決戦に危く大敗するところであった。

たまたま六月二十日のこの決戦に、武田信広が弓をもって酋長コシャミン父子を射殺した勢に乗じて諸館を恢復することができたのである。この信広の活躍は和人にとって、全く神業として讃仰される輝かしい働きで、安東政季の弟下国家政は中野路(木古内より上

国に至る山道)を経て花沢館に来て、武田信広、蠣崎季繁と会い信広の功を賞した。その後、蠣崎季繁には嗣子がなかったため、信広が養子となり家を継いだ。

蝦夷の反乱は信広の鎮定以来全くなかったわけではなく、大乱後一〇〇年の天文年間に至るまで何度も抗争があり、移任の和人は安堵できない状態であった。

天文五年(一五三六)六月西部の酋長タコリナは数年に及ぶ準備をもって戦いをいどんだ。抗しかねるとみた蠣崎義広は一計をもって彼ら夫妻を館内に迎え、宝物を与えてから酒を飲まして斬殺し、蝦夷を撃退した。この時から東西の蝦夷も統一できるようになった。

天文十九年(一五五〇)蠣崎季広は蝦夷の愛重する宝器を数多く準備してこれを与えて和を計り、瀬田内(瀬棚)のハンタインを西夷の酋長とし、知内のチコモタインを東夷の酋長として蝦夷商船往來の制を定め、税を取って酋長に分配するいわゆる夷役を行った。

蝦夷は季広を崇め尊んでカムイトクイとよび(カムイは神、トクイは得意・友達という意)蝦夷船は西は上国沖、東は知内沖を通る時は必ず帆を降して一礼するようになった。この時から華夷和親して域内は永年にわたった闘争も終わりを告げたのである。

#### 第四節 松前藩の確立と蝦夷地開発の情勢

蠣崎(武田)信広五世の孫に当たる慶広よしひろの時代は、ちょうど時勢転換の高潮した豊臣秀吉天下統一の時期と徳川家康の江戸幕府創立の

ころに当たっていた。

安東氏の代官として蝦夷地の一角を占居しながらも、虎視眈眈たとして好機を狙っていた慶広は、天正十八年(一五九〇)豊臣秀吉が小田原を攻め、また奥羽平定の際に、彼は早速津軽に赴き、前田、大谷らの宿将に取入って、ついに聚楽第で秀吉に謁見し、蝦夷島主としての待遇を受け『従五位下民部大輔』の叙任任官を得ることができた。このことは蠣崎氏(後の松前氏)が安東氏の配下を脱して独立したとみることが出来る。

さらに文禄元年(一五九二)秀吉から制書を受けて十一月慶広は大阪に向かったが、ちょうど朝鮮征伐のことで秀吉は名護屋におり、翌文禄二年(一五九三)一月五日、名護屋陣中で再謁した。その時、志摩守に任ぜられ、蝦夷地支配の条項を規定した失印の制書並びに、毎年巢鷹献上で津軽から大阪までの公通の印信を賜った。

これで慶広は全く一領主と認められ、公然と安東氏の配下を脱して独立することとなった。

一月七日、徳川家康に謁見したが、その時、慶広は樺太島で得た道服を着ていた。家康は珍衣として望むと、ただちに脱いで贈った。

一月九日、慶広は秀吉に招かれ、速やかに帰国して蝦夷を鎮めるようにと申しつけられて、三月二十八日帰藩した。

慶長三年八月、豊臣秀吉が薨じ、家康が政務を裁決するようになり、同四年冬に慶広は松前を発ち、十一月七日大阪で家康に謁見して蝦夷島の地図及び家譜を送り、第二子忠広(隼人正)もまた従って



慶応三年の福山城 木津幸吉、田本研三撮影  
(松前町永田富蔵氏蔵)

謁見を許された。この時、蠣崎氏を松前氏と改名した。祖先信広以来数世の努力によつて安東氏の束縛を脱してから、公然と蝦夷島主となるに及んで、初めて諸侯と対等の交際をするようになり、自由に施設整備をなし着々と地を堅めていった。

藩主としての松前氏はその領地に田地がなく、したがって米の産出がなかったから、石高を現すことはできなかった。ただ慣例として、一万石未満の準大名として交代寄合の資格がついていて、参勤交代の時は遠境外警の任を考慮されて、三年一勤を許されていた。

享保年代（一七二六）ごろ以後には六年一勤となったが、その後また五年三勤を例とした。

領主としての慶広は慶長五年（一六〇〇）に関ヶ原の戦があったりして、国内の情勢を見て天下の形勢の変に備えるため、この年に築

城を始め、同十一年八月竣工した。この福山城の城下町も形成され松前の地の繁栄をはかったが、この地域は狭く、港湾もまた不良のために全島の首城としての形態に適するものでなかった。しかし、藩令をもって和夷物貨の集散地として江戸時代の末までも、常に繁栄を保つことができたのである。

近世日本の商権を掌握して

たいわゆる近江商人は、既に早くから日本海を運航して、津軽、蝦夷地にかけて活躍の基礎を定めたのであったが、江戸時代の初期には特に両浜並びに八幡の商人らが相継いで渡来し、福山城下などに支店を開いて根拠とし、本国からの手代などを置き、巧みにその資本を活用し漸次その商権を確立していった。彼らは漁民に仕込金を貸して海産の増獲をはかり、また松前藩の財政に立入って特殊な関係を結び、広く津軽地方より蝦夷地の各方面にかけて発展するようになった。

松前氏の蝦夷制御策としては、和夷雑居地であった蝦夷地を、西は亀田、東は熊石の以北を蝦夷地として、その両地所に各番所を置いて彼我の来往を禁止して、なるべく互いに交渉することを避けて事なかれ主義をとった。そして和人地を松前と汎称し、蝦夷地をその方位と距離とによって、東・西蝦夷地、若しくは、口・奥蝦夷地の汎称をつけた。当時はまだ松前の地以外は地勢など明らかでなかった。

寛永十年（一六三三）夏、三代松前公広は家臣に命じて東西の里程を測らせ高橋儀左衛門が測量を、酒井伊兵衛広種が監修を行った。同十二年、家臣村上掃部左衛門広儀に広く蝦夷地の巡行と跋渉をさせたようである。

寛文元年（一六六一）六代矩広は吉田作兵衛に蝦夷全島の地図を作らることを命じ、作兵衛は四月二十七日船で福山を発ち、東部より西部を巡り八月二十五日帰還した。作兵衛は調査の結果、蝦夷全島の周囲は八百里と報告している。

また公広の時、樺太にも調査の手を延ばしたが、宗谷サイヤクから樺太のウッシヤムに渡った。翌年に再度家臣を派遣し、ウッシヤムに越年させ、翌春タライカ（樺太の中北部）まで行ったといわれているが、寛永十二年頃のことである。

樺太蝦夷は樺太での交易を望んだが、宗谷で交易することにした。しかし松前より樺太にいったり交易することもあり、樺太蝦夷も松前に来ることもあった。

内地の大名領地と事情が違ふ松前では、主として和入地に直領を設定し、所産を徴して藩士への給与法は蔵米をもってするものもあった。藩独特の方法として、蝦夷地若しくは和入地を分けて、その地域において蝦夷人との交易を許可することとした。

しかも知行主直接の交易はいわゆる武士の商法で煩雑に堪えなかったので、漸次来往の有力商人に請負わせ、その場所を彼らに委託して、一定の運上を納入させる仕組みとすようになった。

請負商人のそれぞれの場所に設定した交易所を運上屋といった。このような方法は格段な漁撈水産の発達をもたらすことになったが、一面不正交易と土人虐待が漸次表面化するようになった。

蝦夷の騒乱は天文以来久しく平穏であり、寛大な藩制と相まって多少の争闘はあつても和入人との協調を保ち得た。しかし突如寛文九年（一六六九）に再び暴発することとなった。

これより先、東蝦夷染退シホチヤリの酋長シャクシャインが波恵の酋長オビニンを殺し、松前藩の仲裁に対して承諾の意を表わしたが、心ひそかに不満をもち、各地の同族を扇動して所在の和入二百数十人を

殺害し、また多くの商船を襲撃した事件である。

この変報が松前に届くと早速藩老蠣崎藏人広林は、七月二十六日兵を率いて福山を発ち八月に入って国縫（現八雲）に進軍、毎夜皆に近づいて火を放つ叛夷を攻め、戍兵銃を用いてついにこれを平定した。

この争いの原因は、藩制が蝦夷地に各場所を設定して以来、いろいろの点において彼らの生活を脅かしたため、そのうっぶんを晴らそうとするものであったと思われる。

この乱は六代藩主矩広の時代に当たっているが、七代邦広はおおいに政令を改革して一時立て直したが、間もなく土風は極端に退廃し、同時に農漁民の一揆があつたりした。このような陰悪な世相のうえに、さらに急転直下松前藩の死活に関する重大事件が起こつた。

対外関係の急迫である。將軍家光が嚴重な鎖国令を発した後、わずかに数年、寛永二十年（一六四三）オランダ船ドフリースが東蝦夷地厚岸に東泊した。欧州船が北海道に寄港した最初である。

目的は極東金銀島捜査のためで、その後も連続して探検船が来るようになったが、このことは蝦夷地の北方近海諸島の形貌を明らかにすることに役立った。反面、目覚ましい探検が続行されつつある間に、領土侵略の目的から露人南下の勢いは着々として進歩することにもなった。

元文四年（一七三九）にはスペインベルグの探検船が千島に至って列島二二を図録するほどの敏活な行動をとった。

これらの地域にかけて貴重な海獣が多く、生息することが知られると、ますます露人の野望を促すことになり、アイヌの改宗と獣皮の貢納を命じ、また、択捉・得撫諸島へも出猟するようになった。

憂国の識者はようやく露勢の恐ろしさを知り、北海の情勢に細心の注意を払い、やがて大きな国論を巻き起こすようになった。

当時、松前藩では九代藩主章広が実権を執っていたが、放縦剛腹で当局の眼に余るものがあった。ことにしばしば露国との交渉を隠蔽したらしい嫌疑があり、ついには異邦内通の風説を産むまでになった。

幕府は世上疑惑一掃のため、寛政十年（一七九八）章広を江戸藩邸に滞留させ、その後も永蟄居に付した。

この時以来、幕府は対露策の建直しに取りかかり、幕府の蝦夷地経営が実施に移されることになった。

## 第五節 江戸幕府の直轄時代

露人が蝦夷属島を蚕食し、外国船の蝦夷近海に出没するのを黙認できなかった工藤平助は、赤蝦夷風説考を著し、ついに幕府を動かす、天明五・六年（一七八五・六）における蝦夷地調査を始めた。

また、林子平は三国通覧図説・海国兵談を著して辺境の状況を述べ、海防の策を講じた。

その後露英国船の出入をよく視察・応接する一方、幕府は大河内政寿、近藤重蔵、三橋成方らに蝦夷地の探検調査をさせ、寛政十年

（一七九八）十二月二十七日幕府書院番頭松平信濃守忠明に蝦夷地取締御用掛を命じた。

翌十一年一月十六日勘定奉行石川左近将監忠房、目付羽太庄左衛門正養、使番大河内善兵衛政寿、勘定吟味役三橋藤右衛門成方も蝦夷地取締御用掛を命ぜられた。蝦夷地の総括として老中戸田采女正氏教、若年寄立花出雲守種周がこれに当たった。

かくて幕府は東蝦夷地知内川から南は浦河ないし北知床に至る区画を千島とともに松前藩より移領して直轄経営することになった。

しかし幕府の方針は事を荒立てるのではなく、もっぱら土人の撫育と開拓とに重点を置き、人和を得るのを第一として、露国に対してはつとめて衝突を避けるようにし、彼らの南下を択捉島で食い止めようとしたのであった。

その後、文化四年（一八〇七）に至って樺太を含む西蝦夷もまたついに幕領となり、松前藩は奥州梁川に移領されることとなった。

幕府はその新政に当たって『夷人の潤い』を主眼として、松前氏から禁ぜられていた耕作術と和語、文字を教え、異風を直して漸次風俗を矯正しようとし『開国の御趣旨を基本』とする教化に努めた。

これらの施策はすべてがアイヌにとって必ずしも喜ばれるものではなかったが、その後、目立って彼らの生産が増加した一事をみても、幕府の施策は効果を収めたといえる。

従来、蝦夷地には開さくした道路がなく交通は極めて不便であった。寛政十年（一七九八）近藤重蔵が東蝦夷地を巡視したが、海難除

難の所が多く滞留も数日に及んだので、開さくに当たっては、通詞を介して蝦夷と協議のうえ資金を出して蝦夷を雇い、従者下野源助・木村謙次らがこれを指揮し、十勝のルベシベからピタヌンケに至る山道を開き出した。登降三里弱であったが、歩行の便がきわめてよくなった。これが蝦夷地における道路開さくの初めである。その後、各所に道路開さくが行われて、風浪激しい日にも陸上通行ができ、危険を避けることができるようになった。

これと同時に各地に旅宿所を設けた。寛政十一年には様似、庶野白糠・釧路・昆布森、仙鳳趾・厚岸・ノコベリベツ・アンネベツ、野付の一〇カ所だが、その後増設して東蝦夷地一帯は宿泊の不便がなくなった。旅舎はみな会所と称した。後、旧運上屋を会所と唱え、宿泊に用いるものを旅宿所又は通行屋と称した。

同十一年に馬六〇頭、牛四頭を南部より買い、各地に配布して運搬の用に供した。馬の初めて移入されたのを見て蝦夷は怖れて近づかなかつたが、間もなく使用に慣れ、非常に喜んだ。

享和二年（一八〇二）二月二十三日、蝦夷奉行が置かれ、五月十一日、これを箱館奉行と改めた。奉行は二人で、そのうち一名は江戸におり、一名は箱館に在勤し、毎年四月下旬までに交代した。

蝦夷地の幕府直轄以来、官吏をはじめ南部、津軽の士卒、その他和人の往来が多くなり、生活面での葬礼追福などに当たる僧侶のいないのを不便に感じ、幕府は元禄以後新寺の建立を禁止していたが、享和二年（一八〇二）九月、奉行は寺院創立のことを寺社奉行にばかり、その賛同を得て、翌文化元年五月有珠、様似、厚岸の三場

所におのおの寺院を建て任職を入れた。このように着々開拓が進歩し、寛政十一年の時には各場所に穀物・蔬菜を試作、同十二年箱館近村に水田を試み数年は氣候適順で相応の収穫があった。

その後、越後そのほかから農民を募り、居小屋を作り、農具を給するいわゆる官民開拓をはかったが、多大の収穫を上げたものの経費が多かつたので、文化五年（一八〇八）縮小して既墾地維持にとどめ、次いで冷害があつて移民は離散し、水田も稗を作るようになった。

開拓はこの地だけに限らないと考えた和人は、進んで奥蝦夷地にも開墾を試みた者も多く、幕府もこれらとともに蝦夷にも耕作を奨励する方針をとつたが、冷害や病に罹る者もあつて数年で失敗に終わってしまった。

## 第六節 松前氏の復領と対露問題

松前道広が陸奥国梁川に移領されて後、その継承者十代章広あきひろは梁川に居ること一二年で、文政四年（一八二二）十二月七日、旧領に復歸することができた。

表面の理由は露国との交渉が一応解決し、アイヌ撫育、産物取捌などもまた目的を達したといわれる。しかし復領は松前藩主の請記が功を奏したこと、あるいは幕府が直轄に対するいろいろの失費に堪えられずに、この復歸ができたのだともいう。

幕府直轄制度の廃止とともに箱館奉行は当然廃官となった。翌五

年五月二十九日、藩主章広は梁川から帰還して、藩の施策は旧制度によって行われ、士民もその旨を受けてその堵に安じた。

一方、この無定見な幕府の処置もあり、広い蝦夷地を松前藩だけで安定し得ないことは明らかで、一般には憂慮された。

それは近海にかけて外国船の出没するものがさらに多くなり、それらはだいたいにおいて捕鯨船に過ぎなかったとはいえ、なお彼我の衝突を免れることはできなかった。

天保二年（一八三二）厚岸場所に来た時は、ついに勤番兵と砲火を交え番屋を焼いた。有珠場所では戦闘を開き、また同五年には津軽海峡を通過して福山に接近した時は、城下の砲台まで使われ、市中婦女子の立退きを命ずることもあった。

これらの事件はそれほど重大な問題となるべき性質のものではなかったが、この外国船渡来の激増は一面開国の促進を意味する前奏曲であった。

この際に当たって盛んに蝦夷地の経営について論議したのは当然で水戸藩主斉昭は既に松前復領を不平としていたが、さらに光圀以来の伝統的熟慮をもって、この北辺を一小藩に委任するのを危険とし、幕府にはみずから開拓警備に当たることを強く望んだ。自藩の富力充実をはかるという意図もあったので、目的を達しなかったが、北方未来考を著しているのをみても異常な意気込みは察せられる。

露人の来寇が多くなり小事件も時々はあったが、ゴロウニンの拘囚事件がある。彼は千島近海測量のため文化八年（一八一二）来航し

て国後の会所に薪水を求めて捕虜となった。その放還と通交嚴禁の大則と、境界の協定など彼我の通告を行って以来、露国とはしばらく国際上の小康を保ってきた。

この間、露国の極東政策は東部シベリヤ総督ムラビエフの活躍によって着々と遂行されていた。しかも、ネルチンスク条約を破り、黒竜江口進出の目的は達成され、嘉永六年（一八五三）には樺太の占領にまで及ぼうとした。

この時、米国使節が浦賀に来訪し、この形勢を察知した、露国は水師提督ブチャーチンを長崎に派遣して、国書を捧呈させた。これに対し幕府は幕吏を長崎に送り境界協定の談判を開始した。

この交渉が進行されている間に、樺太では、露兵の無警告侵略が示威運動として幕府を圧し、松前藩の越年番人を威嚇してその地を占領し、一挙に全島をも併合しようとする体勢を示した。

一方では浦賀に来航した米国水師提督ペリーも通交要請の国書を幕府に捧呈し、その翌安政元年再び来て回答を求めた。その指定した希望開港地のひとつに松前があったのである。

幕府は遠地監督不能の理由でこれを拒否したが、ペリーは松前に赴きみずから藩主に交渉すると主張し、そのためついに箱館開港を決して一ニカ条の条約の締結にまで急転して、下田港とともに開国初の窓となった。ここに至っては、一松前藩に依託すべきではなく、蝦夷地領有は当然再び幕府に取り戻さなければならぬようになった。

## 第七節 幕府の再管領

箱館の開港はやがて箱館奉行所の開設となり、箱館の付近五、六里の地域を藩から収設して竹内保徳・堀利熙の二氏を奉行に任命した。

これにさきだち東西蝦夷地を、また樺太をひろく探索した幕吏堀・村垣の二氏の報告により、その形勢を按じ再び全蝦夷地を幕府の経営としなければならぬとの論により、わずかに福山付近を松前藩に残して再び蝦夷地のほとんど全地域を箱館奉行の管轄に移した。奉行は漸次増員して四人となったが、その経営策は前幕領時代と変わりばえがなかったが、拓殖第一として实际的に進歩したといえる。当時諸藩、諸侯の間にも経営論策は盛んに唱導され、福井藩の橋本左内による諸侯及び浮浪人による開発、大野藩老内山隆佐たかすけの農兵土着、請負人の廃止等々献言する者が続出して、蝦夷地警備拓殖論は当時の公論となった。

幕府当局もまた時論の参酌と蝦夷の懐柔策としての虐遇を正し、彼らの使役には奉行の許可を必要とさせた。

安政四年（一八五七）以来早くも医員を各地に派遣して種痘を普及させ、蝦夷地内の営業を自由とし、境関を撤廃して旅人入役銭を廃止した。婦女子の渡来を阻止する神威岬の通過タブーを解いた。

石狩原野にも初めて鋤を入れさせ、各地の御手作場を幕府の保護によって拓殖につとめさせた。総じて成功とはいわれなかったが、

農民がしだいに移住し好成績を収めた。

このように箱館近効から沿岸の各場所中にも数々の新村落ができて、従来の運上屋、番屋などのほかに商店・娼家・寺院などができて、

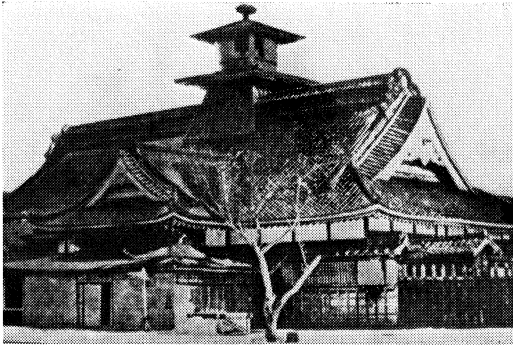
当代の大探検家松浦武四郎の安政人別では、和人八万六、〇〇〇人、蝦夷一万五、〇〇〇人、人口計十万余を計上している。

半数以上は函館・福山両地方に集中されていたとはいえ、急激な人口増加を示した。

開港は世界に接触するものであるから、その受けた影響はすこぶる大きいものがあつた。初めは単に薪水を給するものとしての条約であつたが、安政六年（一八五九）になつて貿易港となり、米・英露・仏・蘭五カ国との間にむずかしい戊午の仮条約の締結がなされた。諸国の軍艦・商船・猟船が入港し、中国人が雇人として来るなどいろいろな外人と接して、市民はもはやペリーの訪問の時のようならうばいを見せず、諸国の風物を見聞し、その文化に接し得た。

学問技芸に関しては蘭語・英語・露語などみな必要となり外人についてその語を学び、また幕府でも師を置いて通詞の養成につとめた。箱館病院は露国医師の刺激から創立を見、船なども外国帆船を模倣して立派なものが造られ、写真術は露人から学びギリシア正教なども起こつて、いろいろな影響を受けた。

産業においても、幕府は外人に食を供給するなどのため牛を飼育し、馬鈴薯の耕作を奨励し、石炭の採掘を始め民間では貿易のため昆布その他の水産業などを奨励し、硫黄を採掘するなど少なからざる進歩であつた。



五稜郭庁舎（市立函館図書館蔵）

一方再び幕領のもとに置かれた蝦夷地の警備は、対外的になによりも応急重要の問題であった。

まず箱館では奉行所を亀田に移築し、武田斐三郎の設計による五稜の廓星は前後八カ年を費して新威容を加え、また同人の和蘭築城書を参考にした弁天島砲台が築造され堅牢無比と称された。

安政六年九月二十七日幕府は全島に対して奥羽四藩・松前藩に沿岸警備を割当てた。すなわち南部藩南部美濃守には箱館付近を主として半島部の内浦側を相場に当て陣屋を箱館・室蘭に。仙台藩松平陸奥守には白老から知床岬まで、陣屋を白老・振別に。秋田藩佐竹右京大夫には神威・知床岬間並びに樺太、陣屋を宗谷・自主・久春古丹に、津軽藩津軽土佐守は箱館付近を江差から神威岬まで陣屋を千代ヶ岱・寿都に、松前藩松前崇広たかひろは箱館から木古内まで、陣屋を

有川におのおの構営させた。

その後同年十一月二十六日、

幕末財政逼迫のためこれらの負担に耐えがたく准領地として唱導し、新たに会津・床内の二藩をも加えて各分領地を付与した。しかしこれらの割当地は大體警備地と相重なり、涸渇した財政と、遠隔地の無経験な経営であってみれば、当然希望するような成績を上げることはでき

なかった。

## 第二章 開拓使時代

### 第一節 箱館裁判所（府）の開設

外国使節の渡来を契機として起こった国論―開港・攘夷・尊皇・討幕の尖鋭化した運動は、王政復古の大号令ともなり、また北門の開拓を促進すべきだとの声は維新早々世論の焦点となり、ついに明治元年二月二十七日、少将高野保健・侍従清水谷公考（きんなる）の建議となって現れた。同年三月九日、天皇は大政官代（二条城）に臨み、総裁・議官・参与の三職を召して建議について諮問、同二十五日上議所において熱意ある諸卿の建言で充分蝦夷地が防守・拓殖の要地であると認識し、同年四月十二日を以て箱館裁判所を置き、仁和寺宮嘉彰親王（明治十五年小松宮彰仁と改名）を総督に、清水谷公考・土井能登守利恒を副総督に任じ、井上石見・岡本監輔・山本一郎・小野淳輔らに命じてその事務を管理させることになったが、親王が総督を辞したので清水谷公考がこれに代わった。

四月十五日、秋田・南部・津軽・松前の四藩に箱館の警備を命じ、同十七日総督に蝦夷地開拓の方針を示達した。

閏四月二十六日、箱館に着いた総督以下は五稜郭に入城して杉浦勝誠旧奉行から金穀器機・政務箇条目録などを受領し、ただちに新

政の主旨を一般士民に宣布する運びとなった。

政府は閏四月二十四日箱館裁判所を箱館府と改め、清水谷公考を箱館府知事に、井上石見、松浦武四郎を府判事に、岡本・山本・小野・堀真五郎をそれぞれ権府判事に任じた。

蝦夷地を治める方針は早くから熟議されていたが、その要旨は開拓一切を総督に委任し、全島を南北二道数国に分け、列藩から開拓者を入れ、収納諸税を開拓費用とする。

開拓希望諸侯には土地を割譲して、宗谷附近に一府を建てて蝦夷地の開拓規模確立の次に北蝦夷（樺太）の開拓にも着手することなどの諸項目に及び新味溢れるものであった。

しかし、このような重要な意味を持った方針が、ほとんど実施されることなく頓挫し、箱館府そのものの存在さえも危ぶまれるということになった。

それは旧幕府倒壊後の擾乱が奥羽・北越列藩の間に渦巻き、さらにもまた、旧幕府の脱走軍の来侵となったためである。

### 第二節 奥羽騒乱と五稜郭の平定

明治元年正月、鳥羽・伏見の役で反朝廷軍の主力となった会津藩に対する救援運動は、奥羽・北越二十数藩の白石同盟によって決裂し、形勢はさらに不穏となった。

征討軍の砲火が既に東北の天地にさく裂したその年七月ころには、箱館その他を警備していた奥羽諸藩の吏卒は、ひそかに陣地を

撤退してしまつた。

府知事はことの重大さを知り、急遽廻米と援兵とを官軍に要求しなければならぬ破目になった。そのため全島人心の動搖は鋭敏に反響して、これを鎮めることもまた容易ではなかつた。

奥羽の戦局が展開しつつあつた八月十九日夜、旧幕府海軍副総裁榎本武揚らはひそかに軍艦八隻を率い、同盟諸藩を援けようとして品川湾を脱走したが、既に遅く会津は開城してゐた。

榎本は胸中徳川のために蝦夷地の下賜を願ひ、その経営をしようとの計画をかねがね抱いていたものであつた。

旧幕府陸軍奉行大鳥圭介らの脱走兵を合わせてさらに北走して、蝦夷地森附近の鷲木村の沖に投錨し、直ちに箱館府知事に蝦夷地下賜の嘆願をさせるため、二人の使者に兵三〇名を付して送つたが、防禦軍は峠下村（大沼付近）の宿泊所を夜襲したため嘆願書を提出する暇もなく応戦した。

これよりさきに箱館府は多大の衝激を受け、取敢えず奥羽駐屯の官軍に援兵を乞ひ、津軽・大野・福山等藩兵が到着してゐたので、諸藩兵はただちに大野・七重方面で脱走兵を迎撃したが、衆寡敵せず退却し清水谷府知事はついに露国の船で青森に避難、大鳥圭介らは容易に箱館を占領し、やがて諸艦は箱館に廻航して、榎本武揚らは五稜郭に入城した。

同年十二月、蝦夷地占領の目的を達した脱走軍は礼砲を放つて祝賀式を挙げ、投票により一時諸役を公選した。榎本総裁・松平太郎副総裁、海軍奉行荒井郁之助・陸軍奉行大鳥圭介以下それぞれ当選

して、箱館・福山・江差に各奉行を、室蘭には開拓奉行を、小樽内・石狩などにも諸兵を配置して全道支配の規模を定めた。

この時、榎本総裁らは箱館在留の英・仏船將を通じて我が国政府へ嘆願書の伝達を依頼した。この内容は蝦夷地に徳川家とその累代の家臣三〇万人を移し、北門の警備と開拓の実を上げるといふものであつた。これは以前にも徳川家より既に嘆願のあつたものであるが、もちろん採用されなかつたものであつた。

脱走軍の討伐についてはいろいろと朝議が繰り返された後、明治二年（一八六九）二月、清水谷府知事を青森国総督とし、薩長・大野・福山その他の諸藩兵を青森に集め、黒田清隆・山田顕義らがその参謀となつて、征討開始の段どりができた。将卒数七、〇〇〇人、これに対する脱走軍は三、〇〇〇人に過ぎなかつた。

同年四月沿岸中でもっとも守備の薄い乙部おとべに上陸して江差を占領し、その後はつぎつぎと進撃占領していった。

これ以前に海軍全書を官軍に贈つて戦死を期してゐた榎本武揚も五稜郭を開城して大鳥・荒井らとともに降伏した。これによつて前後八カ月にわたる脱走軍との争いはようやく平定を見た。

この事件はむしろ本道開拓の輿論を喚起したことになり、朝廷は五月十九日を以て再び箱館府を開庁した。

### 第三節 開拓使設置と道・国・郡の命名

箱館の平定を目前の間にあることを見きわめた政府は、さらに聖

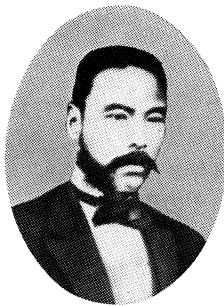
開 拓 使 管 轄

国名	郡 名	管 轄	奉 名	罷 免	本支庁管分
石 狩	札幌	幌狩	兵部省	明治2年8月	札幌本庁
	戸雨	竜知	山口藩	〃 〃 9月	
	〃	〃	伊達英橋	〃 〃 〃	
	〃	〃	伊達勝三郎	〃 〃 10月	
	夕川	張田	亘理元太郎	〃 〃 11月	
	上厚	益	高知藩	〃 〃 8月	
狩	浜	本増上寺	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃
			〃 3年10月	〃 4年10月	
後 志 渡 島	小樽	島市	兵部省	明治2年9月	札幌本庁・函館支庁
	忍路	余丹	本 〃	〃 〃 8月	
	古平	美積	〃 〃	〃 〃 〃	
	古宇	岩内	〃 〃	〃 〃 〃	
	磯	谷	米沢藩	〃 〃 9月	
	〃	〃	五島鉄之丞	〃 〃 〃	
	歌	棄都	斗南藩	〃 3年正月	
	寿	牧	本前藩	〃 〃 8月	
	島	〃	弘取藩	〃 〃 9月	
	〃	〃	鳥光寺	〃 〃 12月	
〃	〃	岡山藩	〃 〃 2月		
		磯谷・歌棄・島牧郡は各藩其他支配地罷免後、5年2月12日まで本庁管轄なり			
瀬	棚太	斗南藩	〃 〃 正月	〃 〃 8月	
久遠	奥尻	福岡藩	〃 2年8月	〃 4年8月	
爾志	檜山	館 藩	旧館藩管轄	〃 5年9月	
津	軽福	館 藩	廢藩置県後明治4月9月5日青森県合併、同県所轄となる。		
上	磯茅部	館 藩	14年第37号公布津軽・福島兩郡を合せて松前郡と改称		
		函館支庁	明治2年8月		
胆 振	山	越	斗南藩	明治3年正月	札幌本庁
	虻	田	大泉藩	先に兵部省管轄	
	〃	〃	伊達藤五郎	〃 3年5月	
	有	珠	〃	〃 2年8月	
	室	蘭	石川源太	〃 〃 〃	
	〃	〃	(角田藩主也)	〃 〃 〃	
〃	〃	伊達藤五郎	〃 3年5月		
〃	〃	(角田藩士の分)	〃 〃 〃		
〃	〃	片倉小十郎	(先に石川源太管轄)	〃 〃 〃	
幌	別	〃	〃 2年9月	〃 〃 〃	
白	老	一ノ関藩	〃 〃 8月	〃 〃 〃	
勇	扨	高知藩	〃 〃 〃	〃 〃 〃	

	千	歳					
日	沙	流	仙 台 藩	明治 2 年 11 月	明治 4 年 8 月	札 幌 本 庁	
	新	冠	彦 根 藩	〃 〃 10 月	〃 〃 〃		
高	静	内	徳 島 藩	〃 〃 8 月	〃 〃 〃		
	〃	〃	稲 田 邦 植	〃 4 年 8 月	〃 〃 〃		
	〃	〃	増 上 寺	〃 2 年 8 月	〃 3 年 10 月		
	〃	〃	稲 田 邦 植	〃 3 年 10 月	〃 4 年 8 月		
	三 浦 様 幌	石 河 似 泉	本 庁	(先に増上寺管轄) 〃 2 年 8 月	〃 2 年 10 月		
	〃	〃	鹿 児 島 藩	〃 〃 9 月	〃 〃 〃		
十 勝	広 尾 ・ 当 縁 ・ 河 西	鹿 児 島 藩	明治 2 年 9 月	明治 2 年 10 月			
			〃 3 年 正 月	〃 4 年 8 月			
	十 勝 ・ 中 川 河 東 ・ 上 川	静 岡 藩	〃 2 年 9 月	〃 〃 〃			
		〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃			
日高十勝両国明治 5 年 9 月 14 日より同 7 年 5 月 14 日まで浦河支庁管轄							
釧 路	白	糠	兵 部 省	明治 2 年 9 月	明治 3 年 正 月	根	
	〃	〃	福 山 藩	〃 3 年 5 月	〃 4 年 6 月		
	釧 路 ・ 厚 岸 ・ 川 上	寒	佐 賀 藩	〃 2 年 8 月	〃 〃 8 月		
	阿	〃	兵 部 省	〃 〃 9 月	〃 3 年 正 月		
	〃	寄	福 山 藩	〃 3 年 5 月	〃 4 年 6 月		
足	〃	兵 部 省	〃 2 年 9 月	〃 3 年 正 月			
網	尻	福 山 藩	〃 3 年 5 月	〃 4 年 6 月			
(明治 14 年 第 37 号 公 布 釧 路 国 網 尻 郡 を 北 見 国 へ 編 入 網 走 郡 へ 併 入)							
根 室	花	咲	祝 丹 増 上 寺	明治 2 年 12 月	明治 3 年 閏 10 月		室 支
	〃	〃	祝 丹 島 稲 田 邦 植	〃 3 年 10 月	〃 4 年 8 月		
	〃	〃	東 京 府	〃 〃 6 月	〃 3 年 10 月		
	根 室 ・ 野 付	津	〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃		
	〃	〃	熊 本 藩	〃 2 年 8 月	〃 〃 2 月		
目	〃	梨	仙 台 藩	〃 4 年 5 月	〃 4 年 8 月		
			熊 本 藩	〃 2 年 8 月	〃 3 年 2 月		
			仙 台 藩	〃 4 年 5 月	〃 4 年 8 月		
千 島	国 振	後 別	秋 田 藩	明治 2 年 12 月	明治 4 年 8 月	庁	
	〃	〃	佐 賀 藩	〃 3 年 5 月	〃 3 年 5 月		
	〃	〃	仙 台 藩	〃 3 年 5 月	〃 4 年 8 月		
	扨 沙 薬	扨 那 取	彦 根 藩	〃 2 年 11 月	〃 〃 〃		
	〃	〃	仙 台 藩	〃 2 年 10 月	〃 4 年 8 月		
	〃	〃	高 知 藩	〃 〃 12 月	〃 3 年 正 月		
得 撫 ・ 新 知 ・ 占 守	占 守	仙 台 藩	〃 3 年 5 月	〃 4 年 8 月			
本 庁							
明治 8 年 11 月 10 日 第 164 号 公 布 露 領 樺 太 交 換							
〃 9 年 1 月 14 日 第 2 号 公 布 ク リ ル 諸 島 自 今 千 島 に 併 せ 得 撫 ・ 新 知 ・ 占 守 3 郡 を 置 く。							

北見	斜里・網走 常紋呂別	名古屋藩 広島藩 和歌山藩	明治2年9月 " " "	明治3年6月 " " 閏10月 " " 8月	根室支庁 札幌本庁
	宗谷・枝幸・礼文 利尻	金沢藩 水戸藩	" 2年9月 " " 8月	" " 6月 " 4年8月	
天塩	天塩・中川・上川・苫前 留萌・増毛	水戸藩 山口藩	明治2年8月 " " 9月	明治4年8月 " " "	札幌本庁
		北見国の内以上4郡及び天塩国は宗谷支庁、引続き留萌支庁管轄 明治8年3月留萌支庁廃止本庁管轄			

(開拓使事業報告に掲載のもので、諸藩以下管轄の経過を示した表である)



開拓使長官  
黒田清隆



開拓使長官  
東久世通禧



開拓使長官  
鍋島直正

拓使の触書として一般に布告さ

と、幕末以来蝦夷地探検家として偉功のあった松浦武四郎がその命名の任に当たり、やがて開

拓使の触書として一般に布告さ

と、幕末以来蝦夷地探検家として偉功のあった松浦武四郎がその命名の任に当たり、やがて開

拓使の触書として一般に布告さ

と、幕末以来蝦夷地探検家として偉功のあった松浦武四郎がその命名の任に当たり、やがて開

拓使の触書として一般に布告さ

と、幕末以来蝦夷地探検家として偉功のあった松浦武四郎がその命名の任に当たり、やがて開

旨を奉じて国防の見地から蝦夷地開拓の方針を決定した。  
 明治二年六月六日鍋島中納言を蝦夷開拓総督に任じ、島義勇・松浦武四郎・桜井慎平・佐原志賀之介・相良俣齋を開拓御用掛に命じた。同年七月八日開拓使を置き、これを諸官省と同列に置いて組織を大にして、中納言鍋島直正を開拓督務として兼任させた。  
 七月十三日、開拓督務を開拓使長官に改め、同月二十四日清水谷府知事を次官に、また島義勇・津田民部大丞(兼務)・岩村左内・松浦武四郎・岡本監輔を判官に、得能恭之助を権利官に任じ、八月民事省中であつた官署を太政官に移した。しかし鍋島直正の在任は、大納言に任ぜられたので二カ月間で在京のまま辞任した。  
 八月二十五日、東久世通禧が長官に任命されて九月函館に赴任して島・岩村・岡本などの判官をそれぞれ部署につかせた。

れた。

すなわち全島を『北海道』と称し、渡島(七郡)、後志(一七郡)、石狩(九郡)・胆振(八郡)、日高(七郡)、天塩(六郡)、十勝(七郡)、釧路(七郡)、根室(五郡)、北見(八郡)、千島(五郡)の一一国八六郡に分けたのである。

樺太は国・郡を分けるまでには至らなかったが、その文字が一定していなかったのを、以後樺太と称することにした。

#### 第四節 開拓使の新政と諸藩分領

開拓使の新施設は総括して次のように要約される。

まず、石狩に本府を置いて全道を統轄し、各判官を石狩、根室、宗谷、樺太に分遣すること、場所請負を廃して沖ノ口運上所を増設すること、樺太は露人との雑居地としてなるべく消極的態度を取るようにするなど、規模の拡大は認められても、従来の諸藩分掌策の継続的なものであったので、時勢を知るものはこれに反対した。しかし政府としては財政難のうえに、北辺国防上でも諸藩に頼らざるを得ない状態にあった。

政府は希望のいかんにかかわらず、二十余藩の大藩を国防上の見地から要地に入れその支配地を定めた。

薩・長・加賀・土佐などの諸大藩は、北見・天塩方面の国防第一線といわれる僻遠地を支配地と定めたが、その重任に耐えがたいものがあつた。一方水戸・肥前などの諸藩は早くから翼賛の意をもつ

て支配地に入ったものは、拓殖もまた相当の成績を挙げたといわれる。しかしおおむねは収支相償わずに終わったものの方が多かった。

明治二年九月旧箱館裁判所を開拓出張所として同年十月治所を札幌に決め経営をすることとなった。また海外拓殖の状況を視察し外人の雇傭とともに開拓器械を購入するため、同年五月兵部大丞より開拓次官に転任した黒田清隆を洋行させた。

明治三年十月九日東京本庁を廃して箱館出張所を以て本庁とした。四年四月、東久世長官が函館から札幌に移り、本庁を札幌に定めて札幌開拓使庁を開き、函館・根室に出張開拓使庁を置き、各郡に出張所を設けた。

同月、黒田次官は米人ホラシ・ケプロンら多くの技術者を招き、開拓に必要な器械や動植物などを携えて帰朝した。

同年七月、内外の形勢を参酌して開拓の方針を定めるに当たり、全道の統一のため館藩を廃し館県とした。

八月八日、樺太開拓使を本使に併せ、同月二十日、省府藩士族寺院の支配をやめ、ことごとく開拓使の所轄とした。九月五日、館県を廃しその所轄の福島・津軽・檜山・爾志四郡を弘前県に併わせ、十一月二日改めて青森県を置いた。

明治五年九月、全道を六部に分け、札幌支庁を本庁と改称して、函館・根室・宗谷・浦河・樺太の五支庁を設け、青森県所轄の福島・津軽・爾志・檜山四郡を開拓使に併わせ、全道が初めて開拓使の管轄となった。

## 第五節 開拓使十年計画とその成績

開拓使開庁の明治二年から四年までは特別な開発計画は持つていなかった。黒田次官は北海道が漠然と諸藩の不統一に安ずるなら、非常の際は全土を灰土と化するものとして、開拓の方針を米國にとり企画經營することを献策し、明治五年から十四年までの一〇カ年間で予定した開拓使十年計画が定められた。

全権を掌握した黒田次官は、いよいよその実施に入ることとなり多数の各専門技師を統率して邦人の手に余る大事業を着々と進めその実績を挙げた。

ケプロンを頭目とするグループにより開拓基本工作が達成されたことになるが、この前後の一〇年間に籍を開拓使においた技能者は七十余名、内合衆國人四十余名にも達している。これらのうち最初随伴した諸技師には、陸地測量道路建築長ワルフィールド、地質鉱山師アンチッセル、この後任者ライマン、右補助としてムンロー、草木培養のベーマル、地理測量のデー、器械方頭取のホルト、農業牧畜のダンらがおり、その後渡道した学校經營者クラークらの教師団、土木工師クロフォールド、水産加工のツリートらで、いずれを見ても高潔実直な一流専門家であり、開拓顧問頭取のケプロン以下よく黒田次官の意図を解し、新生北海道の開発に活躍した。

ケプロンは来任早々に東京に設けた三官園を輸入動植物の仮置場に当て、随従二技師を北海道に派遣して札幌の適否・氣象・交通・

天然資源などについて調査させ、天然資源のすこぶる豊かなこと、氣候・風土なども良好である札幌が首都として適していること、米産は不適で麦類に適すること、札幌・室蘭間の連絡道路工事の見積りなどを述べた『第一報文』を傳達して開拓の前途を祝福した。

翌五年、渡道して札幌・函館間道路の築成、新室蘭港の創設、水力を利用して札幌に模範諸工場を創設し、氣候の誤察を訂正した。

同六年の二回目の渡道には開拓使の緊縮にあつて、予定案が遂行できないための不服もあつたが、ライマンの地質、鉦山調査を始め札幌の新規設備など着々と進捗した。この二年間の実績を一二カ条の『第二期報文』として開拓の有望を述べる進達をしている。

その要約される内容は、全島測量地所分与の律令創定、車道開通、内地との間に至便な貨物運送の開設、開鉱、材利興立、漁業拡張、海外果樹培養、農業試験所設置、家屋改造、水路改良、学校制定など多方面から観察したもので、その結果有望性を認め、その熱意に対する当局の関心の薄さを指摘している。

翌七年はさらに予算の緊縮に遭いはしたが、歐風建築の本庁、その他諸官署の築成を喜び、近郊及び小樽・室蘭付近の屯田候補地を視察した。

次いで八年はなお開拓の将来に対する諸問題である外国資本による開拓・採鉱・学校經營・漁業法案・地価査定地・租賦加法などの対策を処理して、将来の啓蒙的な忠言を残し同年六月二十三日帰国した。

東久世長官に代わつて明治七年八月二日黒田次官が長官に任ぜら

れた。黒田は国家多難の際、前記の外人技師団の操縦にも配慮し、その重責をはたしたが、逸材と見抜き五稜郭の降将榎本・大鳥らの才幹を惜しんで、所属官吏に重用しているなど、その雅量を推察できる。榎本武揚は特命全権公使として明治八年五月カラフト、久里留（北千島）交換条約の締結を行っている。

一方、幕僚の首班岩村通俊判官は札幌にあって、もっぱらその経営に尽すいていたが、黒田長官と政見が合わず、五年十月札幌会議の時に決裂し経費節減を名目として罷免されて、松本十郎が首班となった。その後、根室の駐屯地から札幌駐在となったが、開拓使の施設が放漫に過ぎるといふ批難があつたために安全第一の消極的な循吏として、留守代官に据えられた。

開拓使十年計画は北海道の発展に飛躍的な展開をみせた。この開拓予定経費は、一、〇〇〇万円であつたが、実際には二倍以上の二、〇六六万円も支出されたといわれる。

本府札幌とその近郊の部落は繁盛を極めるまでに成長した。

事業開始の初期である四年から六年にかけて、札幌には醤油醸造所、札幌製作所とよばれる事業センターの中に蒸気器械所、鍛工所、水車器械所、製紙所、製粉所を設置した。

また、函館には製革所、煉化石瓦製造所、石灰製造所、製紙所を設けてはなばなしいスタートをみせた。

八、九年には、製油、ビール、ブドー酒、製網、製糸、かん詰と官営工場が次々と拡充されていった。

海陸の交通は面目を一新して、鉄道の一部開通さえも実現した。

開拓使が経営した主な官営工場

設置年	官営工場名
明治 4～11	篠路醬油醸造所
4～6	岩内製塩所
5～15	札幌器械場
5～14	函館製革所
6～15	七重製紙所
6～15	札幌製粉所
6～10	札幌製紙所
7～15	室蘭器械所
8～11	札幌馬具製造所
8～15	札幌製紙場
8～15	札幌製網所
9～15	札幌麦酒醸造所
9～15	札幌葡萄酒醸造所
10～15	石狩罐詰製造所
11～15	別海 〃
13～15	厚岸 〃
11～14	美々 〃
11～14	根室魚粕製造所
12～14	函館燐火製造所

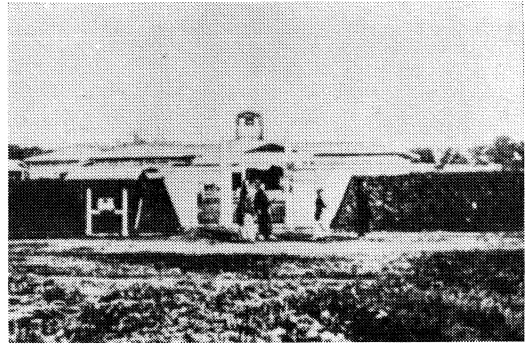
大農法による農耕、牧畜は特異の情景と実績とを展開した。

石狩炭田の採掘も既に起こり、製材・製糸・罐詰・麦酒などの新式諸工場も目覚しく、漁業には場所請負の廃止を行い、海産物の中国輸出はますます盛んとなった。

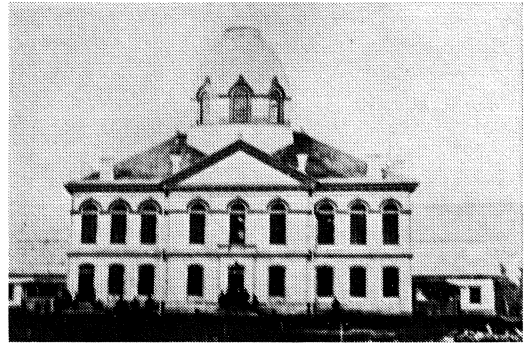
軍備・教育・衛生・日常生活の改良・旧土人の保護などにも画期的な成果があつたと思われる封建制度の崩壊に伴う全国的な問題となつた土族授産は、屯田兵への編入で、開進社・赤心社そして有力な旧藩主経営の農場への移住などがあり、しだいに解決されていった。

これらの極度に開拓発展された成果を賞讃する者も少なくなかつたが、反面ではあの開拓顧問ケプロンの施設には、内外政商などの反感の聲が強く、また官業保護によるものの収穫が過少なため、京浜地方の新聞を通じて批難の聲が相次ぐありさまであつた。

ながい間全島経済上の覇者であつた近江商人もしだいに下火となり、それと替わつて政商の暗躍が目覚ましく対支貿易に敏腕を振つ



開拓使仮庁舎



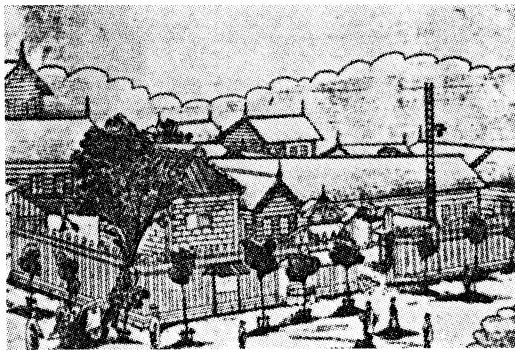
開拓使札幌本庁

た。政府は十年計画の始末として将来を考え、民間工業奨励のために築造工場を払い下げる開拓使工場払下規則を定めて公示した。

この時開拓使の官吏と関西貿易商会との密な関係を持つ者があり、以外と安い値で契約を交わしたいいわゆる官有物払下事件があった。世論の反対がますます強くなってついに、御前会議にまで進展するに至り、この不当処理は偉大な仕事をした黒田長官の汚点となつて残った。

明治十五年一月、農商務卿西郷従道が黒田長官と更迭、暫定的に長官となった。そして翌月には廃使分県となつたのである。

### 第三章 三県一局時代



札幌県庁



函館県庁とその付近 <市立函館図書館蔵>  
左よりイギリス領事館，郵便局，県庁(中央)，  
病院，新聞社，電信局

政府は予定計画に従って明治十五年二月八日開拓使を廃止して、札幌・函館・根室の三県を設置し、開拓書記官の調所広丈を札幌県令、時任為基を函館県令、湯地定基を根室県令に発令して普通行政はもっぱら県庁においてこれを管理し、殖民・山林・農牧場・農学校・船舶などは農商務省に、工場及び鉱山・鉱道・電信などは工部省に、東京及びその他の物産取扱所、準備米、漁業資本貸付などは大蔵省に、屯田は陸軍省に、司法は司法省に帰属し、東京試験場は



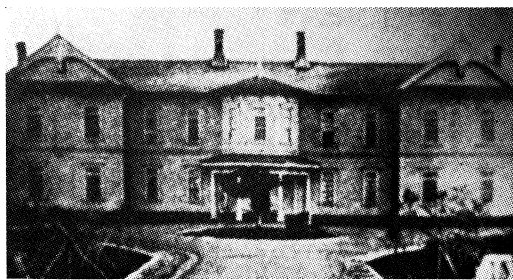
湯地定基



時任為基



調所広丈



根室県庁 明治17年建設 <北海道蔵>

宮内省に、開拓使出張所は東京府に交付された。従来統一的な開拓政策を遂行して強力機関であった開拓使は、新  
生北海道に礎石を据付ける大きな工作であったとともに、将来への  
指針段階を与えたところに重点がある。当然前事業を継続して、さ  
らに効果を収めようとする考えをもった者も少なくなかった。  
三県は単に小規模の一地方行政機関にとどまった。翌十六年一月  
にはあまりにも細分され妥当でなかったため、拓殖関係を統一して  
炭山・鉄道・工場などを農商務省に移行して、北海道事業管理局が  
設置されここに三県一局が発足し  
た。  
開発途上においてその統一機関の  
分轄は、しだいに收拾できない状態

に置かれるようになり、開発計画もないままに三県はそれぞれ当面の必要とする勸業掛を設置して事を運んだが、それは必然的に事業管理局の職能に重複し、しばしば衝突することもあり、各自の遠大な積極的政策も萎縮しがちとなった。

さらに明治十五年から十八年にかけては全国的な不景気に遭遇しそのうえ道内では大蝗虫害も加わって、いっそう苦しい立場に直面し、新開地本道への影響は深刻な問題となった。

農民や労働者の生活はどん底にまで陥ち、本道資源の大宗水産物にしても、生産額の上昇にもかかわらず、価格が暴落して不景気に悩んだ。

一方、この全国的な不景気時代が本道への土族移民の画期的な流入を呼んだことは皮肉なことであった。

このような情勢の間に推移した三県一局時代は、まったくこれという事業をも残さずに終わったが、開拓使以来の有力な幹部によって組織されていたもので、当面施策の急なものがなんであるかをよく知っており、明治十六年政府に意見書を出し、拓地・移民・興業・殖産の北海道地域の特異性を力説している。

交通の利便をはかるため道路の築造・根室方面の電線架線・沿海岬角への灯台設置・函館湾の船渠建設・アイヌの教護などの開拓使の既設事業の継続をはかり、消極的で短い期間ではあったが、その実施をみている。

特に十八年に海運の革正となった日本郵船の成立をみているが、半官半民で発足した『共同運輸会社』との妥協併合によるものであ

る。また旧土人保護案をみても土地を持たせその耕作を指導している。

しかし、三県一局分轄制の是非は当初から論議の対象となっており、多数の具眼者は現行組織の単一化と強力な統一機関を要請していた。これらの中で前に開拓使の判官として因縁深い岩村通俊は十五年と十八年と二度も来道視察してから、上川を全道の中心として北京となし、統治機関としては現制を廃して殖民局を置いて総轄することと述べている。

政府はこれらの建言を入れる前に、伊藤博文参議の秘書官金子堅太郎太政官大書記官を派遣させて調査した復命書を基に、三県と事業管理局との不統一による事務の渋滞を挙げて、以後殖民局を置き、全道政務の権を長官に与え、別に殖民監査官を置いて施政を監督し、旧来の実情を打破することに御裁可を仰いで、急転直下、明治十九年一月三県一局を廃して北海道庁の設置をみることになった。

## 第四章 北海道庁時代

### 第一節 北海道庁の成立と新政策

三県分立はわずか四年であとを絶ったが、明治十九年一月二十六日北海道庁が設置されて、再び統一的制度に復帰することになった。

初代の長官には札幌開発以来の旧功ある岩村通俊が任ぜられた。

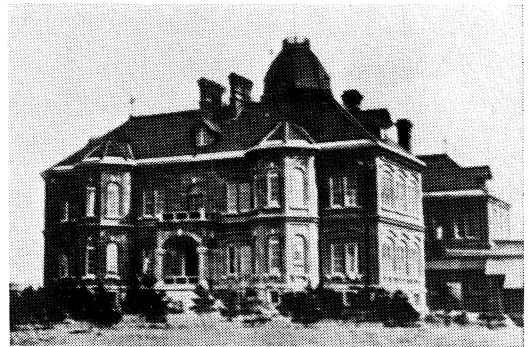
長官は内閣総理大臣の直属で他府県の長官よりも権限があった。

その後、明治二十三年に至って内務大臣の監督に属した。

新政方針としては開発及び行政全般の事務を総合統一してこれに属させ、事務の簡捷による行政費の節約をはかるとともに、他面において開発に関する経費を増額してもっぱら拓地興産をはかるとした。

その後、歴代の長官はいずれも本道拓殖の事業に意を注ぎ、諸制度も時代の推移に伴って改善された。

すなわち移民の直接保護を廃して間接助長の政策を主とした。また道路の開さく、地形の測量、植民地の選定、水産及び鉱床の調査、水産税の廃止及び官貸付金の整理などを断行し、また官営諸工場を払下げて民間企業に移し、上川原野の開発計画、炭鉱鉄道の建設をはじめ、新規事業には補助するなど、時代の大勢に適応した事業を



旧北海道庁舎

施行してその発展をはかった。開発の着手はまず空知集治監囚により市来知から上川への道路の開通に始まり、農事試験場、測候所などの実験から農耕の適地であることを確認され、欧米模倣の大農場が経営され、武装移民団としての屯田兵の募集、民間工業の奨励策としての製材・製紙・製網・麦酒などの諸工場の保護、半官半民の振助成に努め、都市及び産業の発達促進とともに教育・文化方面の振興も忘れずに留意した。明治二十三年御料局支庁を置いたのを始めとして、第七師団、鉱山監督署、海事局、税務監督局、鉄道出張所を設置、二十九年には北海道鉄道敷設法の発布、同三十年十月には郡役所を廃して十九支庁（四十三年三月現行十四支庁制となった。）を置き、土地処分方法を改め無償付与の制として支庁長の権限を強め、本庁事務の取扱いを簡捷とした。

### 第二節 北海道十年計画とその実績

本道開拓の総経費を国費と地方費との分離併進の策を定め、明治三十四年に至って北海道十年計画が策定された。この全般的計画の

樹立と実現には非常な努力を要した。

総経費二千六百十余万円をもって、道路港湾の施工・灌漑溝工事。航路の補助・農業試験場の経営・河川港湾の調査、殖民に関する諸般の施設に当て、北海道会法の制定、自治制度を布いて一・二級町村を設けるなど、大いに面目を改めたが、その後間もなく日露戦争の勃発となつて経費の節減を余儀なくされ、予定の成果を挙げらるまでには至らなかつた。

四十一年には国有林の整理改善と国有未開地処分法の改正により、新たに財源を求めて事業の遂行を期したが、四十二年でこの計画を打ち切り、結局九カ年計画となつてしまつた。

しかし、このような結果になつたとはいうものの、時局の一般的情勢に伴つて、拓殖計画の刺激がこの期間の道勢を進展させ、發展

北海道十年計画の目標と実績

項目	単位	目標	実績
人口移植	人	520,000	438,851
殖民地選定	町	197,386	952,249
区画測定	〃	—	329,486
土地貸付	〃	1,300,000	1,187,655
道路開発	里	763	435
原野道路及び排水	〃	1,500	752
橋梁架設	基	48	14
道路橋梁修繕	里	9,144	989
駅通所新設	カ所	120	102
駅舎建築	棟	92	51
馬匹購入	頭	936	493
渡船場新設	カ所	96	103
渡船新区	隻	619	465
林地	町	430,000	464,461
境界測量	〃	4,434,000	4,164,224
施策案調査	〃	996,000	1,305,343
未要林調査	〃	25,000	43,755
未開発立木調査	〃	116,400	194,385

に導く指針に力のあつたことはいうまでもないことである。いまこの北海道十年計画の主なもの目標と、その成果である実績の数値を示すと上表のとおりである。

### 第三節 第一期拓殖計画

本道の資源開発をさらに積極的にかつ急速に施設経営する必要を痛感し、北海道十年計画の終了をまたずに、時の長官河島醇は明治四十三年以後一五年間にわたる第一期拓殖計画を策定した。

これは本道内での税務・税関・専売・通信・道庁の五官衙所管の国庫歳入の自然増収と、毎年政府からの歳入増加額を加え、一カ年度の支出額は五〇〇万円を超過しないことにして、一五カ年間を期し支出の総額を七、〇〇〇万円として、殖民・産業・道路・橋梁・土地改良・河川・港湾の修築をする方針であつた。

しかし大正五年までの七年間は一般経済界不振のため予期の財源を得ず、事業遂行に支障をきたしたので、同六年これを改訂し、道外法人の道内事業に対する所得税及び営業税額を拓殖費の財源に加算して、また道内法人の道外事業に対する所得税及び営業税額を控除することで財源の充実をはかり、計画期間を二年延長して一七年間とした。

翌七年にはさらに森林費を拓殖費に編入して総額を七、六〇〇万円とし、八年には物価騰貴及び官吏増俸、事業拡張により一億三、二五〇万円に膨脹した。

そして時運の推移はますます拓殖事業の拡張を必要とし、一面歳入増加は第一次大戦の影響を受けて従来の不振をしいに回復してきたばかりでなく、年々巨額の財源剰余を生じてきたので、大正九年には拓殖費の総額を限定せずに、既定財源の範囲内で随時事業の拡張を行うというきわめて余裕のある態度を決定して開拓の進捗をはかった。

このように一時順調に進んだ拓殖事業も、第一次大戦終了後財界の変動期に入り、同十二年以後は行政及び財政の整理強化のため、既定額の繰延を余儀なくされ数次にわたつての計画改訂の結果、昭和元年までの改訂計画額二億千余万円に対し、支出総額は一億六千余万円差引五千三百八十余万円を残して既定計画年限を終了した。この事業の実績を目標と比較すると下表のとおりであるが、本道開発上に大進展の跡を残した。

第一期拓殖計画の目標と実績

項 目	単 位	目 標	実 績
人口	人	1,291,226	773,645
地付	町	1,400,930	1,079,593
特定地	〃	511,722	268,730
植民地	〃	731,500	1,601,400
植民地	〃	614,864	281,000
風防林	〃	34,902	54,400
土地整理	〃	1,423,562	992,388
家屋敷	〃	67,014	35,320
植民軌道	哩	51	63
開墾助成	町	3,000	3,071

#### 第四節 第二期拓殖計画

第一期拓殖計画は昭和元年に予定年限を終了したが、本道全般の

拓殖状態を見ると開拓の緒に着いたようなもので、産業文化の発達はなお幾多の施設経営を要するものが多く、引続き昭和二年度から二十一年度までの二〇年間に及ぶ第二期拓殖計画を推進することになり、国有及び公私有未開地の開拓・森林の経営・人口の増殖とこれに関連する産業・交通・土木などの基礎施設を行うものとし、その目標を左のとおりとした。

- 一 農耕地二五八万町歩を開墾すること。
- 二 農業の経営方法を改善して農家を三〇万戸に増加し、牛馬各一頭あてを飼育させて自然増加とあわせ一〇〇万頭とすること。
- 三 移住者一九七万人を収容して総人口を六〇〇万人とすること。
- 四 この計画の終了により本道は拓殖の時代を脱して府県と同制度に移行させること。

この事業の遂行に要する経費の財源については、自賄によって捻出するもので従来の方針を根本的に改訂して、本道での前年度国庫一般会計歳入予算と北海道拓殖費を除いた歳出予算とを比較し、その歳入超過額を挙げて拓殖費の財源に充当することにした。

しかし、この計画の前半において経済界の不況と、昭和初頭の連続的な冷害・凶作・水害などの災害が加わって、これらの復旧救済事業に多額の経費を要したため、一般財源から相当の補填を受け、なおまた、連年予定事業を縮小したが、昭和六年九月に満洲事変がおこり以後の殖民政策はその重点が事変の方へ移行したため、本道は一時閑却の状態となり、拓殖事業の進展はその予定に比べ、ほど遠いものとなった。

この事態に対応して計画の全面的改訂の必要を生じ、昭和十年に

北海道拓殖計画調査会を設置し、内務大臣を会長として審議を進めた結果、計画年限を九カ年延長、十一年度以後二〇年間の所要経費を九億五百七十余万円とし、ほかに支出調整のため事業公債発行の案を具して大蔵省と折衝したが、帝国議会解散のため審議未了に終わった。しかしその後大体改訂案を尊重して実施された。

このようにして後半期に入ったが、十二年七月の日華事変に引続き十六年十二月には太平洋戦争となり、政府の方針はもっぱら軍需資材の生産・軍事上必要な事業の推進・食糧増産に極限され、そのため本計画もまた連年時局に即応して改訂し、当初の計画とはまったく目的内容を異にするものとなった。

第二拓殖計画の各年度予算と同支出額は次のとおりであった。

年度別	年度割額	支出額
昭和2年	25,152,900	25,152,900
3	27,717,975	26,558,209
4	28,689,634	26,880,486
5	30,134,844	25,159,448
6	31,857,592	22,348,722
7	33,918,424	26,471,945
8	36,414,732	28,904,867
9	39,314,313	25,128,114
10	42,583,915	23,490,000
11	45,825,815	25,995,059
12	49,190,542	27,766,611
13	52,161,384	25,566,959
14	55,434,563	29,506,510
15	59,319,043	36,654,020
16	63,535,980	44,315,077
17	67,449,850	48,039,317
18	70,117,361	49,345,063
19	71,768,788	92,709,415
20	69,966,671	102,798,174
21	62,824,503	983,938,497
計	963,378,828	1,696,727,392

拓殖費の大部分は国有林の伐採による木材の供出、既墾地の土地改良による食糧増産に関するものが大部分を占め、計画の眼目であった植民、土木などに関するものはわずかにその二割程度を満たす

に過ぎず、予期の実績を収めなかったのである。

すなわち、計画終了時の状況は、既墾地七八万町歩、牛馬約四〇万頭、人口三五〇万人に過ぎず、当初の目標に比較して半分までも達せず、その支出は計画額の二倍に近いものとなった。

しかし、これは後期における物価の高騰、並びに国有林の増伐、土地改良などの事業費の膨脹によるもので、道路・河川・港湾事業などは計画の半ばに達せず、森林経営の合理化・農畜・水産などの基本施設もほとんど未完であり、総体的に昭和二年度の目標に対し半分程度の進行状態であった。

## 第五章 北海道時代

### 第一節 戦後緊急開拓時代

昭和二十年、日本は敗戦というかつて経験したことのない事態に遭遇した。それまで国民は活用できる資源を総て戦事に投入し、耐乏生活をよぎなくされたが、戦後縮小した国土に多数の引揚者を加えて、膨大な人口を収容するようになり衣食住に満たされない者が溢れ、世事も混沌とした状況にあった。

昭和二十年十二月の第八十九臨時議会で堀切内相は知事公選制度確立の方針を明らかにしたが、二十一年三月六日発表の憲法改正政府草案のうち『地方公共団体の長、その議会の議員・法律の定めるその他の吏員は当該地方団体の住民が選挙すべきこと』が明記され確定した。ついで吉田内閣の大村内相により地方制度改正法案要綱が作成され閣議の決定を経て東京都制・府県制・市制・町村制の改正法律案が第九十臨時議会に提出され、政府原案よりもさらに地方自治の度合いを高めた改正法律として成立、二十一年九月二十七日公布、同年十月五日から実施されることになった。

これにより本道の自治も他府県と同一に実施され北海道地方費法、北海道会法は廃止され、また市制、町村制も実施されることになり指定町村制度も消滅した。

ついで十月十日には内務大臣の諮問機関として地方制度調査会が設置され地方制度の徹底的改正につき研究が進められた結果、地方官制・都道府県制・市制・町村制とを一つにまとめた地方自治法案が作成されて二十一年十二月の第九十二議会で成立、二十二年五月三日の新憲法実施と同時に実施された。

これによりこれまでの地方官制北海道庁官制は廃止され道知事の権限は他府県知事と同等になった。

このような変革期にあつて昭和二十一年度を以つて第二期拓殖計画が曲がりなりにも終わったものの、新たな計画は戦後の混乱によつて立案されずに当分の間空白状態のまま推移した。

しかし本道の開発はまだその過程であり、また第二次大戦の終結によつてその使命は、さらに重要度を高め一日もゆるがせにできないものであった。

そこで開発の諸基本方針を定めてこれに当たることとなったが、その方針は、

- 一 第二期拓殖計画の残事業を実施することにより、開発の基本施設を完成する。
- 二 終戦により課せられた人口・食糧問題解決のため、土地改良・開拓事業に重点をおく。
- 三 開発事業の指針を樹てるため、調査・研究を強力に実施する。

この基本方針のもとに事業を継続実施することとなったが、主な事業計画は七〇万町歩の開墾、三〇万戸の入植であった。

我が国再建のためいまだ多くの未開発資源を包容し、人口の収容力を持つ本道が新たな使命をもって登場してきたのである。

昭和二十三年三月芦田内閣成立後の五月七日地方開発協議会が設置され、本道総合開発について審議されることとなり、一方衆議院内の国土計画委員会でも検討が進められた。

国土計画委員会地方開発小委員会は七月九日北海道開発基本方針を次のように決定した。

- (一) 北海道総合開発計画は国土計画の一環であることを確認する。
- (一) 長期計画の展望をもった第一期五ヶ年計画は短期効率的ならしめる。
- (一) 従来の自賄的予算のワクを破って基礎的施設はすべて国庫負担とする。
- (一) 開発の基本となる調査・研究機関を強化する。
- (一) 産業構造は地域経営的多様性をもたせる。
- (一) 開発計画及び実施の民主化をはかり植民地的搾取傾向を打破する。
- (一) 行政の中央集権化を是正し運営の一元総合化をはかる。
- (一) 金融について別途に特別措置を講ずる。

このように本道の重要性を認め、二十四年三月十五日になって内閣に北海道総合開発審議会を設け、総合開発計画につき検討を重ね、二十五年北海道開発法を制定し、計画の立案、事業実施に関する事務の調整及び推進機関として、同年六月北海道開発庁（長官には国務大臣が当たる）を設置し、ここに本道の開発は国策として新たな時代の脚光を浴びることとなった。

これに対応して道でも二十一年七月設置の北海道総合開発調査委員会を發展的に解消し、知事の諮問機関としての北海道総合開発委員会を設け、道議会もまた開発審議会を設置した。

これにより第一次計画として二十七年以降五カ年間に各種未開発資源並びに産業開発の基盤である基礎施設として、(一)交通の開発 (二)交通の整備 (三)食糧生産の増強 (四)地下資源の調査開発を基軸



北海道庁庁舎

として計画を立案し、政府に具申してその実現に努めたのである。

この間政府は、十六年七月北海道開発庁の出先機関として北海道開発局を札幌に開設し、全額国庫によって実施する事業を担当させることとなった。

このように昭和二十二年度以降二十六年間にわたる五カ年間は開発基準の計画欠除期間であり、必ずしも好成績を収めたとは言えないが公共事業費実績一九五億一千余万円を投じており、次の総合開発準備期間となった。

## 第二節 北海道総合開発計画

第一次五カ年計画 道では昭和二十六年一月電源開発、交通整備、食糧増産、地下資源の調査開発を基本構想とする『道総合開発

第一次（五カ年）計画書』を完成した。開発庁では二十六年三月道から具申された前記計画書などを検討のうえ、二十七年から三十六年度まで一〇カ年を期間とする本道総合開発計画を樹立、この一環として三十一年度までの第一次五カ年実施計画及びそのうちの公共事業費、食糧増産対策費、産業経済費関係の同実施計画第一編などを

策定した。

その概要は次のとおりである。

一 計画の目的

豊富なる未開発資源と広大なる地域を有する北海道の開発は、経済自立の問題、人口解決の問題、併せて国民の志気の問題等より絶対推進すべきである。

二 開発計画の期間

昭和二十七年年度から昭和三十六年度までの十カ年計画とし、前期五カ年を第一次五カ年計画、後期五カ年を第二次五カ年計画とする。

三 開発事業の構想

具体的な施策として緊急かつ重要な事項は左のとおりとする。

- (1) 電源の開発
- (2) 交通運輸及び通信施設の整備拡充
- (3) 治水利水の促進
- (4) 開拓及び土地改良の推進
- (5) 魚田開発及び漁港の整備拡充
- (6) 造林及び奥地林の開発
- (7) 鉱工業の振興
- (8) 住宅の改善及び建設
- (9) 開発の基本調査
- (10) 各種試験機関の整備拡充等

第一次五カ年計画は産業振興の基盤となる基礎施設の整備に重点を置いている。

(1) 電源開発

石狩川水系一四万六、九〇〇キロワット、十勝川水系一五万一、三〇〇キロワット、水力合計二九万八、二〇〇キロワット、火力は五万九、八〇〇キロワット

(2) 交通の整備

道路、河川、港湾などの整備拡充、鉄道一七線の建設

(3) 食糧増産

第五章 北海道時代

(4) 土地改良、耕土改良、酪農振興、開拓開墾、漁港整備  
地下資源開発の基本調査

などで、この施策による開発目標は耕地九五万町歩、乳牛一一万五、〇〇〇頭、主食(米換算)八〇〇万石、水産三億五、〇〇〇万貫、電力(水力)六〇万五、〇〇〇キロワット、(火力)二九万キロワット、人口六〇〇万人となっている。

以上の総事業費は四、三三五億円であり、その内訳は公共事業費一、三〇〇億円、産業経費一〇二億円、特別会計三二一億円、道費一六六億円、市町村費一五二億円、民間資金二、二九四億円であり、またこのうちの公共事業費関係は道路三二五億円、港湾八二億円、河川三〇〇億円、砂防八億円、農業四一〇億円、水産七五億円、林業五〇億円、住宅四〇億円、都市計画五億円、水道五億円であった。

しかし、その達成率は次表のとおり大きく目標を下回り、開発計画そのものに無理があったことが指摘されるようになった。

第一次五カ年計画主要開発目標と達成率(三十二年三月末)

区 分	単 位	三十一年度		達成率
		目標 (A)	実績 (B)	
耕地	万町	九五	七四	八二・三
乳牛	千頭	一一五	五三	八七・〇
主食(米換算)	万石	八〇〇	五〇〇	五八・〇
水産	千万貫	三五	二五	六〇・〇
電力	万キロワット	九〇・五	五三	八一・三
人口	万人	六〇〇	四二八	三七・二
			四九二	

(注) 主食には米・麦類・大豆・馬鈴薯・牛乳を含む。

本道の開発予算は形式上道開発事業費として開発庁の下に一本に  
なっているが、実際には公共事業費、食糧増産対策費、産業経済費  
の寄せ集めとなっている。開発庁が開発予算として大蔵省に予算を  
要求すると同時に農林・建設・運輸の各省でも全国の枠の中に本道  
分を要求するという二本建の予算要求方式であり、さらに事業の実  
施に際して三省大臣がそれぞれ実施監督することから、各府  
県の関係事業と競合し、本道開発推進の上からも重大な問題であ  
った。

**第二次五カ年計画** 本道総合開発十カ年計画の前期第一次五カ  
年計画が三十一年度で終了するので、道では三十二年度から始まる  
後期第二次五カ年計画案策定のため三十年五月二十日道総合開発委  
員会に諮問を行った。

国の本道開発に対する要請は①日本経済自立のための物的生産へ  
の貢献②人口吸収の場、という二つの命題にあるが、当面強く要請  
されている過剰人口の吸収は、一応五五〇万人の線に落ち着いた。

三十一年七月十日、道知事は第二次五カ年計画案を正式に政府に  
提出した。道開発庁ではその後の情勢変化を織り込み修正を行い、  
三十二年十二月の閣議で決定をみたが具体的な年次計画がなく、そ  
の後に検討が加えられ結局第二次計画は三十三年度から実施に入  
った。

この基本構想は①第一次計画に引き続き産業基盤の充実を図る。  
②第二次産業の飛躍的發展を期待し、各種の新規産業の誘致を積  
極的に行う。③第二次産業誘致の基盤を固めるため住宅その他文化

厚生施設の充実を図る、との三点を主眼とするものである。  
また主要計画の昭和三十七年度の目標は次のとおりである。

一、産業振興基盤の整備

- (1) 道路○幹線改良建設二、四〇〇キロメートル ○舗装新設七七〇キロメ  
ートル ○橋梁永久構造化三九キロメートル ○冬季交通確保五、  
〇〇〇キロメートル

- (2) 港湾○苫小牧工業港第一期計画の完成 ○重要港湾の整備六港 ○地方  
港湾の整備二一港 ○避難港七港

- (3) 漁港○三種、四種漁港二三港(うち完成六港)

○一種、二種漁港六九港(うち完成二一港)

- (4) 空港○第二種空港として稚内・釧路・函館の整備推進

○第三種空港として女満別・利尻・旭川・千歳の整備推進

二、国土保全施設

- (1) 河川○国費重要河川改修一二河川(うち完成二河川) ○補助河川四四  
河川(うち完成一八河川) ○特殊河川二五河川(うち完成一五河  
川)

- (2) 砂防○著しい三九河川砂防 ○地すべり対策九カ所

- (3) 林業○荒廃山地の復旧四千町歩 ○防災林六千町歩 ○人工植林二二万  
五千町歩 ○林道一、七〇〇キロメートル ○天然下種維持

三、食糧増産の基盤

- (1) 土地改良○石狩川水域泥炭地開発 ○篠津地区開発 ○夕張川二股川端  
の両ダム完成 ○国営事業八四地区(うち完成三二地区) ○補助  
事業一七町歩

- (2) 開拓○入植は毎年度一千戸程度 ○入植戸数五、四〇〇戸 ○開墾面積  
十萬町歩 ○新規開拓は機械開墾方式

四、文化厚生関係

- (1) 住宅○二三万戸の住宅建設、防寒住宅の促進(公営住宅二二、七〇〇  
戸、財政投融资関係住宅四七、三〇〇戸、民間自力建設住宅一六  
〇、〇〇〇戸)

(2) 都市計画

都市計画法適用二三市五五町のうち二市二五町の主要都市に対し、都

- 市機能の充実をはかる街路その他の都市施設整備 ○街路九七・五キロメートル ○駐車場（札幌）三、〇〇〇平方メートル ○都市水利、下水道 一三〇キロメートル 都市改造三〇万坪 ○公園・墓苑四五万三千坪
- (3) 環境衛生

苫小牧市ほか四カ所の下水道終末処理施設の整備

以上が第二次計画として打出され、資金総額六、六〇〇億円を見込み、うち開発事業費は一、九一〇億円の国費投入を予定した。

この達成率については第一次の公共事業費計画一、三〇〇億円に対し七七七億円と約六〇パーセントという低い実績であったのに比べ、第二次五カ年計画においては二三億円（一・二パーセント）を超過し、農業一一六・三パーセント、林業一四七・九パーセント、水産一四九・五パーセント、工業一一四・九パーセントと生産額はいずれも目標を上回り、生産所得も一〇七・四パーセントとほぼねらいとした実績を果した。また主要目標については道路一二四・四パーセント、港湾一一九・九パーセント、運輸通信施設が一二〇・六パーセントに達したが、河川七四・二パーセント、治山七〇・六パーセント、国土保全七四・二パーセント、文化厚生六五・九パーセントと大幅に目標を下回ったものが多く資金投入のアンバランスなどの問題を残した。

### 第三節 第二期道総合開発計画

昭和二十七年からの第一期道総合開発計画は北海道の豊富な資源の開発をもととして産業の飛躍的な発展をもくろみ、このために必

要な基礎施設の整備を重点として、先行的な公共投資が実施され、おおむねその目標を達成した。

一方、昭和三十年代におけるわが国経済は高度成長と産業構造の高度化が進展した。しかし、本道がわが国経済のなかで比較的生産性の低い低次加工工業の部門をうけもつ結果となった。

このことから北海道経済の自律的発展の基礎を固めることを目標とし、昭和三十八年度を初年度とする八カ年にわたる第二期北海道総合開発計画が策定され、昭和三十七年七月閣議の決定をみたのである。

この計画における基本方針の概要は次のとおりである。

- (1) 農林水産業の近代化  
生産基盤の拡充強化、資本装備の充実増大、農林水産業の近代化促進による生産性の向上と所得の増大をはかる。
- (2) 鉱工業の積極的開発振興  
重化学工業の積極的開発育成と中小工業の近代化、道内原料を活用する諸工業の振興をはかる。
- (3) 道内及び道本州間の総合的交通通信体系の確立  
輸送通信需要の増大に対処して、幹線道路網、主要港湾主要空港、幹線通信網等の整備、青函ずい道建設等の促進
- (4) 国土保全と利水の総合的推進  
治山、治水、海岸保全等と水資源の開発
- (5) 社会生活環境施設等の整備拡充  
住宅、街路、上下水道等の生活環境整備、寒冷地にふさわしい社会生活基盤と生活水準の向上をはかる
- (6) 産業技術の開発、技術教育、訓練の強化並びに労働力移動円滑化資源を高度に利用する、調査、研究新技術の開発をはかる。産業教育、職業訓練等の充実強化、労働力移動の円滑化
- (7) 拠点開発の推進

第2期開発計画と実績・達成率

区 分	計 画	実 績	達成率 %	
総人口	万人	586	518	88.4
生産所得	億円	14,135	16,763	118.6
耕地	ha	1,223,400	987,100	80.6
田	ha	249,800	290,700	116.3
畑	ha	973,600	696,400	71.5
乳牛	頭	610,000	520,200	85.2
肉用牛	〃	43,100	36,340	84.3
豚	〃	667,300	338,200	50.6
木材生産	1000m <sup>3</sup>	14,147	10,743	75.9
漁業生産	t	1,819	2,078	114.2
石炭生産	1000t	24,000	19,039	79.3
洋紙生産	〃	1,459	1,584	108.6
観光入込延客	千人	41,831	50,337	120.3
商業販売額	百万円	2,396,689	3,351,417	139.9
道路整備事業	〃	478,660	593,443	124.0
港湾取扱貨物	1000フレートン	68,500	71,102	103.8
航空機利用客	人	1,872,000	2,894,792	154.6
国鉄施設整備	100万円	169,600	199,360	117.6
電気通信施設	〃	122,500	176,800	144.3
治山事業	〃	19,536	28,308	144.9
治水事業	〃	99,500	146,945	147.7
電力設備	KW	3,323,141	2,683,729	80.8
住宅建設事業	100万円	586,841	679,087	115.7
〃 戸数	戸	500,000	527,740	105.5
社会福祉施設事業	100万円	5,319	8,001	150.4
医療保健事業	〃	18,986	47,090	248.0
文教施設整備事業	〃	29,892	79,243	265.1

この計画に要する所要資金は行政投資九、四〇〇億円、政府企業

た。

臨海部に工業開発拠点となる中核工業地帯の開発、地域開発拠点都市を整備し、産業と生活文化の向上をはかる

投資四、八〇〇億円、民間投資一兆八、八〇〇億円、総額三兆三、〇〇〇億円を見込んで行われ、その計画と実績は次のとおりであった。

昭和三十八年度から四十五年度までの第二期開発計画における主な実績をあげたが、この総事業費は四兆一、六三四億円で計画を二六・二パーセント上回る達成率であった。

以上のように、本道の開発は、個々の事業についてみると計画を下回ったものもあるが、開発推進上の根幹となる事業はおおよそ計画を達成し、この結果、産業立地条件の改善、生活環境施設の整備が進み、また、経済規模の拡大と生産性の向上によって道民の所得水準及び生活水準が著しく高まったなど、総体的には本道経済の自律的発展の基礎を固めることを意図した第二期北海道総合開発計画の目的は、おおむね達成された。

#### 第四節 第三期道総合開発計画

産業構造の高度化を掲げた第二期開発計画も四十五年度で幕を閉じたが、第二期に続いて第三期道総合開発計画の策定が行われており、政府は四十五年七月十日、定例閣議で四十六年度を初年度とする十カ年計画を決定した。

同計画の描く目標年次五十五年度の本道経済の規模と構造は、総人口が基準年次四十三年度より七六万人増の六〇〇万人、生産所得は三・〇二倍の五兆七、五四〇億円、就業者一人当たりの生産所得が二・二六倍の二〇四万円、この場合の個人消費支出は七十一万円、同可処分所得は九二万円を見込んだ。また三倍の経済規模を支える産業構造は第一・第二・第三次産業の構成比がそれぞれ九パーセント、三五・四パーセント、五五・六パーセントとなり、重化学工業を中心に第二次産業が充実されるものとした。

この第三期計画は『生産と生活の調和ある発展をめざして』を掲げ、所要資金二〇兆七、五〇〇億円、うち政府投資は八兆五、五〇〇億円を見込んだ。具体的な事業としては新酪農村の建設、総合的な栽培漁業地帯の形成、大規模林業圏の開発、苫小牧東部大規模工業基地の建設、大容量原子力発電所の建設、青函トンネル、新幹線鉄道、高速自動車道、基幹空港、流通大型港湾、総合流通ターミナル、データ通信処理施設などの建設をとりあげ、四十六年度から実施に入った。

初年度は各種事業の調査が主で三期計画の主要事業である苫小牧東部工業基地、石狩湾新港、新酪農村の実施に入る段階の四十六年七月に「ドルショック」に見舞われ、景気の先行き不安から本道進出を予定していた企業が相次いで中止又は延期する事態が起きた。

さらに公害・環境・開発問題に対する住民意識の変化、石油危機に象徴されたエネルギー事情の急変、インフレなど、経済社会情勢が計画策定当時に比べ大きく変化した。

このため開発計画の見直しとなり、道民の意向を十分採り入れた計画の策定をすることとなった。

## 第五節 新北海道総合開発計画

新長期計画の策定は、当初、五十二年発足を目途に道民意向の集約など作業が進められてきたが、道開発庁は内外経済情勢の見通し難や、国の第三次全国総合開発計画の遅れなどを理由に、一年遅れの五十三年度発足とし、六十二年までの十カ年計画となった。

道では五十二年七月二十九日道発展計画を内閣に提出し、国の新北海道開発計画に十分反映するよう求めた。

北海道開発庁は五十三年二月十日新北海道総合開発計画を発表したが、その概要は次のとおりである。

### ◎計画の目標

この計画は、安定的な国土環境の創出と我が国における人口・産業の望ましい配置の実現に積極的に答え得るよう、北海道の国土条件を改善し、人間活動のための安定性のある総合環境を計画的に整備することを目標とする。

### ◎計画の部門別推進方針（要点記載）

#### 一 農林水産業

(一) 農業——根釧・天北等の大型酪農経営を中核とする高生産性経営群と、

生産生活諸施設を機能的に配した酪農村の展開

十勝・網走等の畑作地帯は麦・豆・てん菜・馬鈴薯・飼料作物

等による合理的な輪作の定着、肥育牛の導入

道央等の水田地帯は産米改良と、生産調整に対応する総合的利用を図る、他作目の導入、畜産との有機的農業生産

道南は気象条件を生かした野菜・果樹園のほか肉用牛等の生産

振興

(一) 林業——木材生産機能の向上を図る、国土保全、水資源のかん養、自然

環境の保全形成、地域の実情に適合した森林施業を推進。林業生産体制の整備を推進

(二) 水産——沿岸漁業等の生産の計画的拡大・新漁場の開発・試験研究体制

の拡充強化・漁村環境の改善

二 鉱工業及びエネルギー

(一) 鉱業——地下資源を可能な限り積極的に活用し、資源エネルギーの安定

供給・鉱業の育成振興

石炭は全国生産量のおおむね六十パーセント以上を見込む。

(二) 工業——地場資源型工業、消費財工業の育成。基幹資源型工業や高次加工

型工業開発導入

苫小牧東部工業基地には、石油精製、石油化学、鉄鋼などの工業

導入のための港湾整備。石狩湾新港地域及び函館、旭川、釧

路、帯広などの地方中核都市と周辺地域への高次加工型機械工

業、消費財工業の導入。空知等の適地に工業団地の整備。工業用

水の増大に対処

石炭、水力、地熱、原子力、天然ガスなどエネルギー源の多様

化と安定供給

三 観光レクリエーション

地域の特性に即して計画的に整備拡充、四季を通じ魅力ある観光

レクリエーション活動のできる整備

四 住宅及び生活環境施設

(一) 住宅——四大家族で3DK、平均3LDK程度の住宅規模を目途として

建設を促進。寒地住宅の研究開発促進

公園、緑地の計画的整備、下水道整備、水道普及率は八〇パー

セントだが新設普及と水資源の開発、廃棄物処理施設の整備、余

熱・資源の再利用

五 社会生活施設

(一) 教育文化等施設——高等教育機関の整備、文化・スポーツ等の諸施設の

整備を推進

養護学校の義務制への移行、学園都市の建設、コミュニティ施

設の整備、文化遺産の保護保全

(二) 保健医療施設——医師等の計画的な養成、確保、保健医療施設の体系的

な配置

(三) 労働関係施設——労働者の安定的確保、労働福祉施設の整備

(四) 社会福祉施設——福祉活動の啓発と在宅福祉サービスの充実、社会福祉

施設の総合的体系的な整備

六 交通通信施設

(一) 道路——室蘭・旭川間の高速自動車国道の完成、道路網の総合的かつ体

系的な整備

(二) 鉄道——青函トンネルの完成、北海道新幹線（青森・札幌間）の促進、

主要幹線の複線化電化、貨物輸送の効率化

(三) 港湾——昭和五十年には約一・一億トンだが目標年次の取扱貨物量は三

億トンを見込み港湾の適切な配置整備を促進

(四) 空港——大量高速輸送に対処した空港整備、新千歳空港・離島空港施設

の整備

(五) 流通施設——トラックターミナル・倉庫・関連施設をもつ流通団地を主

要都市・流通港湾の背後地に整備

(六) 通信施設——情報の高度化・大量化に対応する基幹メディアの整備拡充

七 国土保全と水資源開発

治山・治水・海岸保全・気象の施設整備

八 環境保全及び安全の確保

自然環境の保全、公害の防止、交通安全施設、消防防災施設の

整備促進

施策の効果的展開によって実現が期待される目標年次の水準は、

人口においては昭和五十年の五三四万人から一・二倍弱の六二〇万

人程度、年齢構造は六五歳以上人口が大幅に増加し、〇歳から一四

歳人口は微増となる。労働力人口は約四十六万人増加して三〇〇万

人程度

氏名	就任年月	退任年月	備考
鍋島直正	明治二二・七	明治二二・八	開拓使長官
東久世通禧	明治二二・七	明治二二・八	〃
黒田清隆	明治二二・七	明治二二・八	〃
西郷從道	明治二二・七	明治二二・八	〃
調所広文	明治二二・七	明治二二・八	〃
時任為基	明治二二・七	明治二二・八	〃
湯地定基	明治二二・七	明治二二・八	〃
安田定則	明治二二・七	明治二二・八	〃
岩村通俊	明治二二・七	明治二二・八	〃
永山武四郎	明治二二・七	明治二二・八	〃
渡辺千秋	明治二二・七	明治二二・八	〃
北垣国道	明治二二・七	明治二二・八	〃

歴代北海道首長

を見込んでいる。

民間企業設備等投資は、約二九兆円

となっており、計画期間における

調整費 五、〇〇〇億円  
 国土保全、交通通信基盤整備 九兆円、  
 八兆六、〇〇〇億円、  
 産業振興、社会開発基盤整備

この計画を実施するための政府投資は、約一八兆一、〇〇〇億円を見込み、その内訳は

道内総生産額は昭和五十年年度の二・二倍の一四兆五、〇〇〇億円、平均成長率七パーセントとなっている。

生産活動 (産業関連表ベースの生産額)  
 (単位：1,000億円 50年度価格)

項目	基準年	(昭50年)		(昭62年)		平均年率
		準次	構成比	目次	構成比	
第1次産業	10	7%	14	4%	3%	
第2次産業	64	45	156	47	7¼	
第3次産業	68	48	163	49	7½	
合計	142	100	333	100	7¼	

原保太郎	明治二九・九	昭和二九・九	北海道庁長官
安場保一	明治三〇・七	昭和二九・九	〃
杉田賢一	明治三一・一	昭和二九・九	〃
園田安	明治三一・一	昭和二九・九	〃
河島三醇	明治三九・二	昭和二九・九	〃
石之内健	大正四・二	昭和二九・九	〃
山之内純九郎	大正二・二	昭和二九・九	〃
中山久保	大正三・三	昭和二九・九	〃
西久保弘	大正四・四	昭和二九・九	〃
俵孫一	大正八・四	昭和二九・九	〃
笠井信二	大正八・四	昭和二九・九	〃
宮尾治	大正八・四	昭和二九・九	〃
土岐平	大正八・四	昭和二九・九	〃
中川健	大正八・四	昭和二九・九	〃
沢田牛磨	大正八・四	昭和二九・九	〃
池田秀雄	大正八・四	昭和二九・九	〃
佐田信一	大正八・四	昭和二九・九	〃
池田信一	大正八・四	昭和二九・九	〃
石黒清彦	大正八・四	昭和二九・九	〃
半井英彦	大正八・四	昭和二九・九	〃
戸塚清彦	大正八・四	昭和二九・九	〃
坂谷千一郎	大正八・四	昭和二九・九	〃
熊谷憲一	大正八・四	昭和二九・九	〃
持永義夫	大正八・四	昭和二九・九	〃
留岡幸七	大正八・四	昭和二九・九	〃
増田甲子	大正八・四	昭和二九・九	〃
早坂冬男	大正八・四	昭和二九・九	〃
岡田包義	大正八・四	昭和二九・九	〃
田中敏文	大正八・四	昭和二九・九	〃
町村金五	大正八・四	昭和二九・九	〃
堂垣尚弘	大正八・四	昭和二九・九	〃

## 第六章 空知の概要

### 第一節 空知の沿革

蝦夷地がどのような地かと視察探検した時代には海岸部が調査され、内陸部はしばらく放置されていた。特に空知地方、上川地方ともなると状況を視察するにも容易なものでなかった。

江戸幕府の直轄時代に入ること、蝦夷地御用係を命ぜられた勘定吟味役三橋藤右衛門成方が、寛政十年（一七九八）五月以降西蝦夷地を巡視し宗谷からの帰途に部下に天塩川、石狩川上流を視察させ、江戸に帰って報告をしている。

文化四年（一八〇七）六月、近藤重蔵が石狩川を上り神居古潭に至っているが、それより約五十年も後の安政三年（一八五六）になってから、幕吏松浦武四郎がつづさに内陸部を探検した。

明治二年八月蝦夷地は北海道と改称され、行政区も定まり、空知地方は石狩国に属し、夕張郡は高知藩・樺戸郡・雨竜郡は山口藩、空知郡は仙台藩によって分領管轄されたが、この頃はまだ和人の移民はなく、明治四年に各藩の分領から開拓使の直轄となった。

同十二年七月には石狩・厚田・浜益・上川・樺戸・雨竜・空知・夕張の八郡を管轄する郡役所が石狩郡新船町に設置されたが、空知

地方にはまだ「村」が設けられるまでに至っていないかった。

空知地方の開発は炭鉱と集治監による。明治六年ライマンが幌内炭田を調査し、同十二年幌内炭山が開坑され、この石炭輸送のため同十五年十一月手宮、幌内間の鉄道が開通した。

また、集治監については、明治十三年四月内務省御用掛月形潔は重罪集治監位置選定のため月形を調査し、十四年春、建築に着手した。

同十四年七月一日、空知管内で始めての村である月形村が設置された。同年九月に樺戸集治監が開庁した。明治十五年二月、開拓使が廃止されて三県が置かれ空知は札幌県に属した。この年、市来知村が設置され、また空知集治監が開庁されて囚人による道路の開削、石炭採掘などがはじめられた。同十六年幌向村・幌内村が設置された。

同十七年四月、夕張・上川・樺戸・雨竜・空知を札幌郡役所に移管、同年十月空知郡に岩見沢村が設置された。

明治十九年一月、三県一局が廃止され北海道庁が設置された。同二十二年一月二十九日、札幌ほか五郡役所を分割して、空知・夕張郡役所を市来知村に、樺戸・雨竜・上川郡役所を月形村に置いた。

二十三年一月十五日、新十津川村と滝川村が設置された。この年には奈江村（砂川）、沼貝村（美唄）、角田村（栗山）、登川村（夕張）などが次々に設置された。

明治二十四年四月、空知・夕張・樺戸・雨竜・上川の五郡及び札

幌・千歳・石狩・厚田・浜益の五郡が合流して、札幌郡ほか九郡役所の所管となった。この年に歌志内鉄道が開通した。

明治二十九年六月、郡役所は再分割され、空知・夕張・雨竜・樺戸・上川郡役所を岩見沢村に置き、同三十年七月上川郡及び空知郡のうち上富良野村を分割して、空知ほか三郡役所を岩見沢に設置した。

同年十一月、北海道庁官制改正により、郡役所を廃し支庁を設置した。同三十二年空知郡のうち富良野村を上川支庁へ、大正九年芦別村の一部を旭川区に分離して、現空知支庁管内区域となった。

その後、昭和十八年四月夕張町・岩見沢町、昭和二十五年四月美唄町・同二十八年四月芦別町、同二十九年七月赤平町、同三十二年四月三笠町、同三十三年七月滝川町・砂川町・歌志内町同三十八年五月深川町（一巳・納内・音江村）がそれぞれ市制施行により空知支庁から分離した。現支庁管内の市町村数は一〇市一六町、一村である。

## 第二節 空知の概況

空知支庁管内は北海道の中央西部にあって、我が国の三大平野の一つである石狩平野の大部分を占め、東西七一・五キロメートル、南北一八一・五キロメートルに及び、面積は六、五八六・二五平方キロメートルで、北海道の総面積の約八パーセントに当たる。これは都府県でも茨城・栃木、群馬、大分の各県より若干広く、島根県とほぼ同じ大きさに当たる。

人口は五十年国調五〇万八、四八二人で、うち三七万三、三七五人が十市に、一三万五、一〇七人が一七町村の人口である。

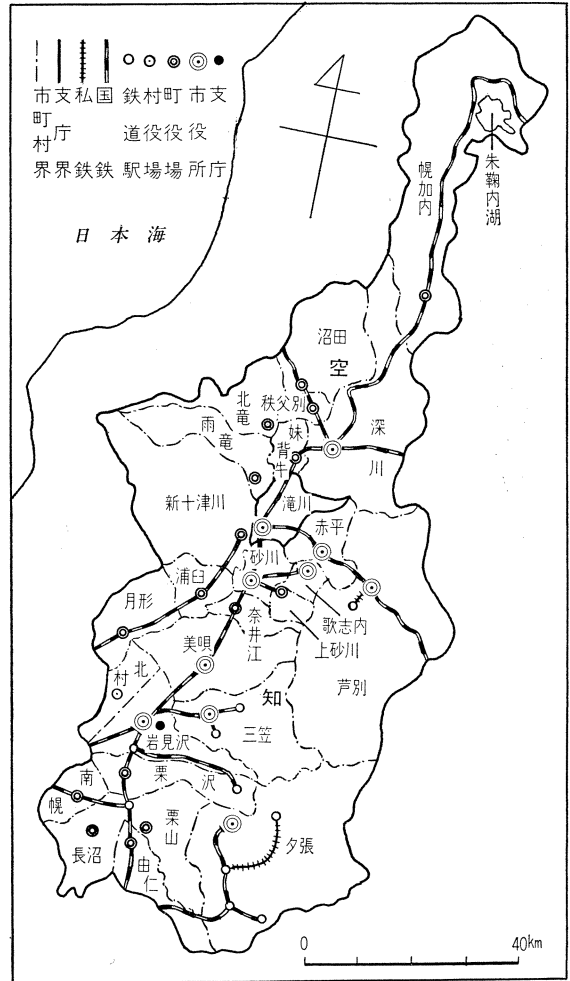
地勢は北から南に延び、その境界は東は夕張山地で上川支庁と、北から西にかけては天塩山地と那須火山脈の一部である暑寒別火山群（活火山ではない）により留萌支庁と境界、西南は増毛山地と石狩川、江別川で石狩支庁と接し、南は夕張山地の南端部で胆振支庁と境界している。このため管内の東側・北側・西側が山地であり、これに挟まれた中央を北から南へ石狩川が蛇行しているため、中央部と南側に平野が拡がっている。したがって海岸線を持っていない地域となっている。

管内経済の中核は農業と石炭鉱業といえる。農業は石狩平野の好条件下にあり全道一の米どころで、全作付面積約十二万ヘクタールのうち水稲が八万五、〇〇〇ヘクタール、農業生産高の七五パーセントを占める。他は畑作で主なものは野菜類五、三〇〇ヘクタール、豆類三、四〇〇ヘクタール、馬鈴薯一、九〇〇ヘクタール、飼料作物一万五〇〇ヘクタールなどである。

石炭鉱業については総埋蔵量一〇〇億トンともいわれる石狩炭田をひかえ、五十一年度の出炭量は八四六万三、〇〇〇トン、全国の四五・五パーセント、全道の七六・六パーセントに当たっているが、深部採炭による採算面やエネルギー革命といわれる石油需要増大に伴い次々と閉山が続き、かつての出炭に比べるものもない現状にある。

また、商工業については札幌、旭川の道内二大経済圏の間にあり

空地支庁管内図



地元購買力、労働者定着をみると、良好な状況にあるとは言えないまでも比較的安定しており、昭和五十一年度における商店数は九、四〇〇店、従業員約四万人、年間販売額六、五七六億六、〇〇〇万円、工場数一、〇六三工場、従業員数約二万人、出荷額一、三二億二、〇〇〇万円、食糧品、木材・木製品・窯業・土石関係の順になっている。

社会生活面では昭和五十二年五月現在の小学校数一七七校、児童数四万五、〇〇〇人、中学校九〇校生徒数二万四、九〇〇人、高校は道立三五校と他管内に比べ多く、公立七校、私立一校の計四三校、大学・短大は五校(学部数五部)、各種学校七〇校となっており、社会教育施設も各種施設の充実がみられている。

医師数は四三七人、歯科医師一四三人、看護婦二、二七五人で人口一〇万人に医師数八・六人となっている。上水道は一〇市二町村にあり普及率七四パーセント、簡易水道を含めて普及率八九・七パーセント四五万六、〇〇〇人に達しているが、下水道は遅れており岩見沢市と滝川市の二市で排水人口は約三万人となっている。

歴代空知支庁長(郡長)

氏名	就任年月	退任年月	備考
重久 安都男	明治二二・七	明治一三・三	札幌外七郡郡長
山崎 清躬	一三・三	一七・四	札幌区長兼 石狩外七郡郡長
山崎 清躬	一七・四	二〇・一	札幌区長兼 札幌外五郡郡長



空知支庁庁舎

菊地正人	田中耕輔	高尾善次	永山政能	佐藤秀雄	守屋癸清	村上壬平	中井正猪	近藤喜寛	今井延太郎	甲斐正顯	額彌三	田中義修	馬場也彰	増田貞彰	稲見貞蔵	山口正長	高橋伝吉	村津寛	山田有斌	久保誠之	丹野英清	小野頼永	西村皓平	林 顯三	林 悦郎	古川貞夫	大井輝前	渡辺惟精	古川浩平	浅羽靖	
二一・一〇	一七・一〇	一四・一〇	一一・一〇	一一・一〇	一九・一〇	一七・一〇	一五・一〇	一四・一〇	昭和二・一〇	昭和四・一〇	昭和六・一〇	昭和九・一〇	大正二・一〇	大正四・一〇	大正四・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	大正三・一〇	明治二〇・一〇
二二	二一	一七	一四	一一	一一	一九	一七	一五	昭和二	昭和四	昭和六	昭和九	大正二	大正四	大正四	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	明治二一	
二二	二一	一七	一四	一一	一一	一九	一七	一五	昭和二	昭和四	昭和六	昭和九	大正二	大正四	大正四	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	明治二一	
二十二代	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	初代	空知・夕張・雨竜・樺戸郡長	空知・夕張・雨竜・上川・樺戸郡長	空知・夕張・雨竜・上川・樺戸郡長	札幌区長兼札幌外九郡長	樺戸・上川・雨竜郡長	空知、夕張郡長	空知、夕張郡長	空知、夕張郡長	空知、夕張郡長	

上田恒夫	桑川甲子	早川正男	梅原益男	福岡邦泰	森正年	山口孝一	高橋平光	横田長栄	古田錦一	山本金輝	川崎久一	斉藤道一	相馬男	安井博惠	河村梯一
五四	五二	五〇	四八	四六	四四	四三	四二	三九	三八	三六	三四	三〇	二七	二四	二三
五	八	五	四	九	四	四	五	四	五	四	七	五	八	九	二
現	五	五	四	四	四	四	四	三	三	三	三	三	二	二	二
在	五	八	五	四	九	四	四	五	四	五	四	七	五	八	九
三十八代	三十七代	三十六代	三十五代	三十四代	三十三代	三十二代	三十一代	三十代	二十九代	二十八代	二十七代	二十六代	二十五代	二十四代	二十三代
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

